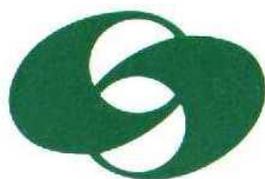


幸区地域防災計画



令和4年12月

幸区役所

目 次

第1章 総 則

1 基本方針

- (1) 計画の目的 1
- (2) 計画の目標 1
- (3) 川崎市地域防災計画との関係 1
- (4) 業務継続計画の整備等 1
- (5) 男女共同参画の視点への配慮 2

2 区の概要

- (1) 自然的条件 2
- (2) 社会的条件 2
- (3) 地震被害想定等 3

第2章 災害予防計画

1 防災組織体制

- (1) 区役所の役割 4
- (2) 幸区災害対策協議会の設置 4
- (3) 自主防災組織の活性化 4
- (4) その他の組織等の役割 5
- (5) 横浜市鶴見区と川崎市川崎区及び同市幸区との包括連携協定の締結 5
- (6) 日吉地区の災害対応力の向上 6

2 地域防災拠点、避難所等

- (1) 地域防災拠点 6
- (2) 広域避難場所 6
- (3) 避難所 6
- (4) 一時避難場所 7
- (5) 避難施設の充実・強化 7
- (6) 避難路の確認 7
- (7) 被災者の受け入れ 8

3 避難所の開設・運営

- (1) 避難所の開設 8
- (2) 避難所の運営 8
- (3) 避難所運営会議 8

4 緊急輸送体制

- (1) 緊急交通路 9
- (2) 緊急輸送道路 9
- (3) 緊急通行車両等の確認 10

| | |
|------------------------------------|----|
| (4) ヘリコプターの臨時離着陸場及び調整 | 11 |
| 5 災害に強い地域づくり | |
| (1) 区民啓発 | 11 |
| (2) 自主防災組織 | 12 |
| (3) 防災ネットワークづくり | 13 |
| (4) 幸区災害対策協議会地域防災連携部会の取組 | 13 |
| (5) 防災訓練の実施 | 14 |
| (6) 家庭における予防対策 | 14 |
| (7) 職員に対する防災教育 | 15 |
| 6 災害に強い街づくり | |
| (1) 建築物の耐震・不燃化の促進 | 15 |
| (2) 転倒・落下物防止等 | 16 |
| (3) 河川災害の防止等 | 16 |
| (4) がけ崩れの防止等 | 16 |
| (5) 上下水道施設 | 17 |
| 7 災害時要配慮者の支援 | |
| (1) 災害時要援護者避難支援制度 | 18 |
| (2) 災害時要援護者の避難支援体制の確立 | 18 |
| (3) 災害時要援護者情報の活用 | 18 |
| (4) 災害時要援護者と近隣住民等との良好なコミュニケーションの推進 | 18 |
| (5) 災害時要援護者の避難後の対策 | 19 |
| (6) 継続的な医療を必要とする者への対策 | 19 |
| (7) 外国人等に対する対策 | 19 |
| (8) 幸区災害対策協議会要援護者支援部会の取組 | 19 |
| 8 医療救護体制 | |
| (1) 医療救護体制 | 19 |
| (2) 幸区災害対策協議会医療救護部会の取組 | 19 |
| 9 帰宅困難者対策 | |
| (1) 区役所の役割 | 20 |
| (2) 交通事業者の役割 | 20 |
| (3) 企業、集客施設等の役割 | 20 |
| (4) 区民の役割 | 20 |
| (5) 幸区災害対策協議会帰宅困難者対策部会の取組 | 20 |
| (6) 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会との連携 | 21 |
| 10 津波対策 | 21 |
| 11 高層集合住宅対策 | 21 |
| 12 火山災害対策 | 21 |

第3章 災害応急対策計画

1 区本部

- (1) 区災害警戒体制 22
- (2) 区災害警戒本部体制 23
- (3) 区災害対策本部体制 25
- (4) 区本部各班の所掌事務 27
- (5) 職員の動員区分及び動員基準（各要員及び基準） 29
- (6) 区本部の応援要請 32

2 情報の共有

- (1) 情報の収集 32
- (2) 情報の伝達 32
- (3) 広報・公聴 33

3 地域における救助・救護等（区民の初期行動）

- (1) 消火活動 34
- (2) 救助活動 34
- (3) 応急手当 34
- (4) 通報 34

4 避難対策

- (1) 避難の種類 35
- (2) 避難所の開設 35
- (3) 避難の実施方法 36
- (4) 避難所の運営（避難所運営会議） 36
- (5) 帰宅困難者への帰宅支援 37

5 地域医療救護体制

- (1) 区本部の役割 39
- (2) 医療救護所の設置 39
- (3) 医療関係団体等との連携 39
- (4) 市内病院の役割 39

6 防疫・保健衛生

- (1) 感染症対策 41
- (2) 環境・食品衛生対策 41
- (3) 健康管理・健康相談 42

7 物資の供給

- (1) 給水 42
- (2) 食料・生活必需品 42
- (3) 救援物資の受入・配分 44

8 遺体の取扱い

- (1) 遺体の収容 44
- (2) 衛生対策 44

| | |
|---------------------|----|
| (3) 資機材の調達 | 44 |
| (4) 遺体の検案 | 44 |
| (5) 遺体の処理 | 44 |
| 9 応急危険度判定 | |
| (1) 応急危険度判定活動 | 45 |
| (2) 資器材等 | 45 |
| 10 ごみ・し尿処理 | |
| (1) ごみ処理 | 45 |
| (2) し尿処理 | 45 |
| (3) 災害用トイレ | 46 |
| 11 消防対策 | |
| (1) 警防体制 | 46 |
| (2) 警防活動 | 46 |
| 12 警備活動 | 47 |
| 13 ライフライン | |
| (1) 電気 | 47 |
| (2) ガス | 47 |
| (3) 上・下水道 | 47 |
| (4) 電話 | 47 |
| 14 災害ボランティア | |
| (1) 災害ボランティアへの支援体制 | 48 |
| (2) 連絡調整会議の開催 | 48 |
| 15 公共施設等 | |
| (1) 学校 | 48 |
| (2) 市の管理施設 | 48 |
| (3) 大規模集客施設 | 48 |
| 16 大雪・降灰の除去等 | |
| (1) 大雪対策 | 49 |
| (2) 降灰対策 | 49 |

第4章 区民生活の安定

1 被災者への生活支援

| | |
|------------------|----|
| (1) 生活相談 | 50 |
| (2) 生活援護資金 | 50 |
| (3) り災照明 | 50 |
| (4) 市税・保険料の減免措置等 | 51 |

2 被災者の住宅確保

| | |
|--|----|
| | 51 |
|--|----|

第5章 南海トラフ地震に関連する対策計画

- 1 大規模地震対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 2 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応措置・・・・・・・・ 52
 - (1) 震災警戒第1号体制（震災1号体制）・・・・・・・・・・ 52
 - (2) 震災警戒第2号体制（震災2号体制）・・・・・・・・・・ 52
- 3 警戒宣言時の対応措置
 - (1) 区がとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - (2) 防災関係機関がとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - (3) 区民がとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - (4) 事業所等がとるべき措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 4 混乱防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 5 事前対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

幸区地域防災計画

(わかりやすい地域防災計画づくり)

第1章 総則

震災及び風水害等が発生した場合、区民の生命、身体及び財産を保護することは、行政の重要な役割の一つです。

また、区民一人ひとりが自らの身を守る「自助」の意識を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自発的に防災活動へ参加し、地域で互いを助け合う「共助」に努めることも大切です。

1 基本方針

(1) 計画の目的

幸区地域防災計画（以下「区計画」という。）は、区民にとって身近な災害予防、災害応急対策を総合的・計画的に実施することにより、区民の防災意識の向上を図り、「自助」「共助」の推進をもって地域防災力を強化することで、区民の安全・安心な地域生活環境の整備を図ることを目的とします。

なお、区計画は震災及び風水害対策を中心に作成しますが、他の災害等においてもこれを準用します。

(2) 計画の目標

区計画の策定に当たっては、計画の目的を達成するために必要となる、災害時における区民、区役所等の責務を、区の特性を採り入れつつ、区民に分かりやすく提示します。

(3) 川崎市地域防災計画との関係

区計画は、川崎市地域防災計画（以下「市計画」という。）及び関係法令等との整合性・関連性を有するもので、市計画の修正や区の実情・地域特性に合わせた区計画の見直しを随時行うこととします。

(4) 業務継続計画の整備等

区役所は、災害発生時における行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とする業務継続計画（BCP）を整備するほか、災害対策に関する各種マニュアルを作成し、区民や関係機関・団体への周知を図ります。

(5) 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになりました。

こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、区では、区計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとします。また、男女共同参画センターが、災害時における男女共同参画の視点に基づく情報発信や相談窓口の拠点となるため、市民文化局人権・男女共同参画室と連携します。

2 区の概要

(1) 自然的条件

幸区は、川崎市の南部に位置しており、北側を東京都大田区、東側を川崎区、南側を横浜市鶴見区、西側を中原区と接し、面積は 10.09 k m²で川崎市全体の 6.9%を占めています。

地形は、区北西部に位置する夢見ヶ崎公園内の加瀬山（標高 32.6m）とその周辺を除き高低差はあまりなく、平坦な土地が続いています。また、区の外縁部を流れる多摩川、鶴見川、矢上川の 3 河川と南武線沿いを北端から南へ向かい 1km ほど流れる二ヶ領用水があるほか、夢見ヶ崎周辺と、区外縁部の河川は、区内に残された貴重な自然環境となっています。

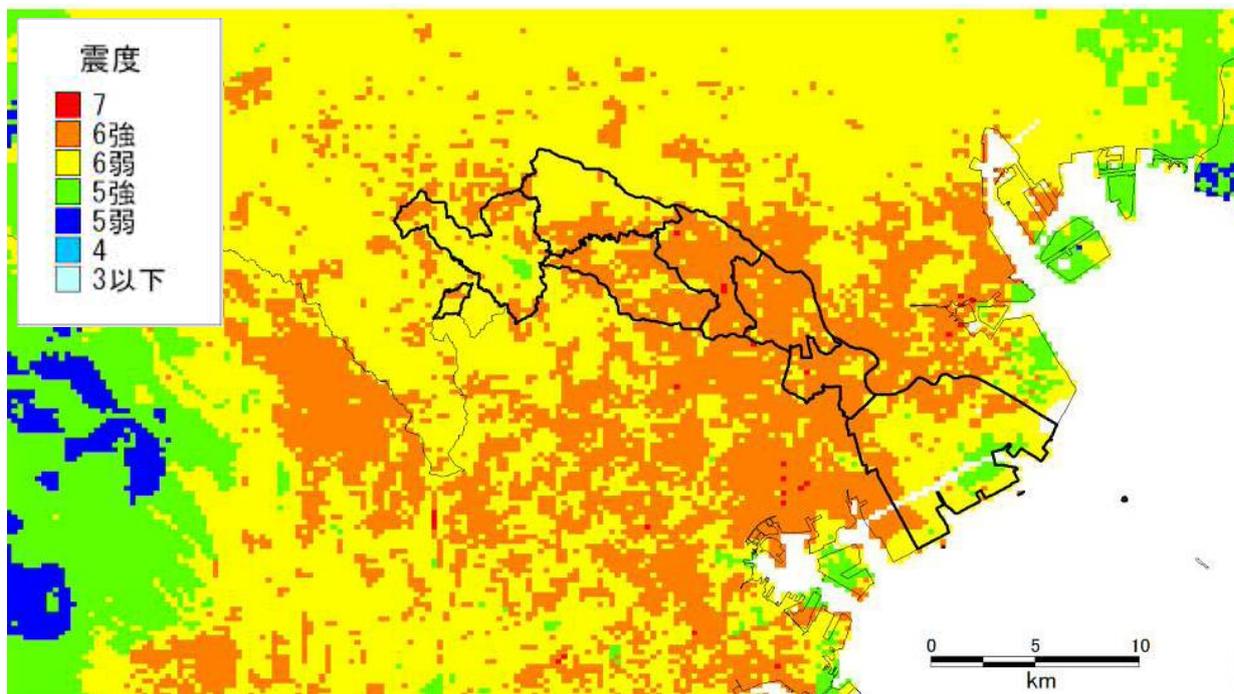
(2) 社会的条件

区の南北を J R 南武線・横須賀線、国道 1 号等が通り、東西にかけては、国道 409 号等が延び、交通動線となっているほか、区域の東部である JR 川崎駅周辺は市域でも有数の商業地となっています。新川崎・鹿島田駅周辺においては、再開発が進み、マンション等が建設され人口が増加しています

幸区の人口は、171,200 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）と 7 区中第 7 位であり、市全体の約 11.1%を占めています。区民の平均年齢は 44.4 歳であり、65 歳以上の人口割合である高齢化率は約 21.9%となっています。（令和 3 年 10 月 1 日現在）

(3) 地震被害想定等

川崎市に最も大きな被害が想定される地震である、「川崎市直下の地震（M7.3）」が発生した際の震度分布は、次のとおりです（川崎市地震被害想定調査報告書（平成25年3月）参照）。



※幸区は、震度6弱以上、場所によっては震度7の揺れになる恐れがあります。

幸区における、「川崎市直下の地震」の被害想定（冬18時の場合）は、次の表のとおりです。なお、平成25年の川崎市地震被害想定調査では、平成22年の調査よりも想定される震源域の位置が2km程度深くなっているため、被害が軽減する傾向にあります。そのため、市計画は、平成22年と平成25年の被害想定結果を比較して安全面を考慮し、被害が大きい結果を踏まえて策定されていることから、次の表には、平成22年と平成25年の調査の両方に基づく被害想定を示します。

| 種別 | 被害項目 | 平成25年調査 | 平成22年調査 | 単位 |
|--------------------|-------------|---------|---------|----|
| 建物被害 | 全壊棟数 | 4,649 | 4,899 | 棟 |
| | 半壊棟数 | 6,314 | 6,445 | 棟 |
| 地震火災 | 出火件数 | 33 | 28 | 件 |
| | 焼失棟数 | 2,394 | 2,330 | 棟 |
| 人的被害 | 死者数 | 156 | 159 | 人 |
| | 負傷者数 | 2,384 | 2,500 | 人 |
| ライフライン | 上水道断水世帯数 | 50,226 | 53,590 | 世帯 |
| | 下水道機能支障世帯数 | 64,720 | 38,236 | 世帯 |
| | 停電世帯数 | 43,244 | — | 世帯 |
| 生活支障 | 避難者数（1～3日後） | 56,363 | 56,439 | 人 |
| 川崎駅前滞留者数（通勤通学等の目的） | | 19,128 | — | 人 |

第2章 災害予防計画

1 防災組織体制

(1) 区役所の役割

区役所は、区域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から安全に守るため、区内の防災関係機関等との連携の強化を推進し、区内の災害予防及び災害応急対策に努めます。(次に、幸区に関連する主な機関名を記載します。)

ア 神奈川県警（幸警察署）

イ 国土交通省

京浜河川事務所、横浜国道事務所、川崎治水センター等

ウ 指定(地方)公共機関

東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、川崎鶴見臨港バス株式会社、東急バス株式会社、公益社団法人川崎市医師会、公益社団法人川崎市歯科医師会、一般社団法人川崎市薬剤師会、一般社団法人神奈川県トラック協会等

エ 公共的団体及び機関

一般社団法人川崎建設業協会、公益社団法人神奈川県 LP ガス協会、神奈川建設重機協同組合等

(2) 幸区災害対策協議会の設置

大規模災害時における必要な対策の協議・検討を行うとともに、防災・減災に関する情報収集・共有を図るため、幸区における地域住民、企業、関係団体等で構成する「幸区災害対策協議会」を設置します。また、この協議会には、必要に応じて分野別事項を検討・協議するための部会を置くことができ、現在、次の4つの部会を設置しています。

ア 医療救護部会

イ 要援護者支援部会

ウ 帰宅困難者対策部会

エ 地域防災連携部会

(3) 自主防災組織の活性化

自主防災組織は、区民が、地域のことは地域で守るという考えに基づき、自主的に結

成し、運営する組織をいいます。日頃から区民一人ひとりの防災意識の高揚と知識の向上を図ることや、地域の連携による迅速、的確な防災活動を行うことを目的としています。

幸区においては、主に各町内会・自治会を単位に 77 団体(令和 4 年 4 月 1 日現在、資料編 1) の自主防災組織が各種活動を行っています。

(4) その他の組織等の役割

ア 企業等

区内に事業所を設置している企業は、社会的責務として、自らの責任と負担により防災体制を確立し、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、自らが立地する地域の安全確保や、事業所の自衛消防組織等の育成に努めます。また、平常時から積極的に自主防災組織、地域住民等との連携を図り、地域が一体となった「共助」の体制づくりを進めます。

なお、幸区には、平常時、災害時において、地域の防災活動に協力をする「川崎市防災協力事業所」が、37 団体(令和 4 年 4 月 1 日現在、資料編 2) 登録されており、各種活動を行っています。

イ 学校等

区内に位置する学校等は、学生・職員の安全確保を図るための防災体制を確立するとともに、平常時から積極的に自主防災組織、地域住民等との連携を図り、地域が一体となった「共助」の体制づくりを進めます。

ウ 区民

区民一人ひとりが自らの身を守る「自助」が基本であり、地域や市で実施する防災訓練に積極的に参加するなど、防災に関する知識の習得を図るとともに、平常時から、建物の耐震・耐火の措置や、家具等の転倒防止、最低 3 日分(推奨 7 日分)の飲料水・食料等の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法、マイタイムラインの作成等に努めます。

(5) 横浜市鶴見区と川崎市川崎区及び同市幸区との包括連携協定の締結

防災対策等において、隣接する行政同士が相互に連携・協力することにより、地域住民への更なる安全・安心を提供するため、平成 27 年 11 月に「包括連携協定」を締結しました(資料編 3)。

鶴見区と幸区の区民が相互に、避難所の訓練に参加するなど、「顔の見える関係づくり」を進めています。

(6) 日吉地区の災害対応力の向上

日吉地区は、大規模災害時において J R 南武線踏切及び J R 横須賀線跨線橋が通行困難になることにより、区本部のある御幸地区及び南河原地区との地域分断化が懸念されることから、日吉合同庁舎の機能強化など地区独自の災害対応力の向上を図ります。

2 地域防災拠点、避難所等

(1) 地域防災拠点

地域防災拠点として、市立中学校を位置付けており、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図ります。区内の地域防災拠点は、次のとおりです。

| 地域防災拠点 | 所在地 |
|--------|------------|
| 南河原中学校 | 中幸町 4-31 |
| 御幸中学校 | 戸手 4-2-1 |
| 塚越中学校 | 塚越 1-60 |
| 日吉中学校 | 北加瀬 2-3-1 |
| 南加瀬中学校 | 南加瀬 3-10-1 |

(2) 広域避難場所

広域避難場所は、地震災害及びその二次災害により、延焼拡大等、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるために必要な面積を有する公園、緑地、グラウンド等をいいます。

区内の広域避難場所は、次のとおりです。

| 広域避難場所 | 所在地 |
|--------|------------|
| 多摩川緑地 | 幸区内の多摩川河川敷 |
| 御幸公園 | 東古市場 1 |

(3) 避難所

避難所は、災害による建物の倒壊、焼失等の被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に収容、保護し、生活機能の確保をする施設です。

また、あらかじめ指定された避難所だけでは避難者の収容が困難と認められる場合は、避難所補完施設として公共施設等の利用を図ります。

幸区の避難場所

- ・ 区内避難所一覧（資料編 4）
- ・ 風水害時避難所補完施設（公共施設）一覧（資料編 5）

^{いっとき}(4) 一時避難場所

災害による建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい、津波等から身の安全を図るために、一時的に避難する公園や空き地及び協定により確保された場所をいいます。

(5) 避難施設の充実・強化

ア 耐震補強工事

市立の学校施設について耐震診断を行い、耐震対策が必要な施設について、構造部分における耐震改修工事が平成 24 年度末に完了しています。併せて、体育館のガラスの飛散防止措置を行っています。

イ 防災行政無線及び屋外受信機

区本部との情報受伝達手段として、防災無線の整備を図ります。また、避難所に避難してきた区民に対して災害情報を伝達するため、学校への屋外受信機の整備を図ります。

ウ 備蓄機能の強化

区役所は、市備蓄計画及び地域の特性に応じ、食料品、生活必需品、資器材等を地域防災拠点及び避難所に分散備蓄するとともに、区内にある集中備蓄倉庫又は各局の保有する備蓄倉庫の円滑な管理を調整します。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染状況等を踏まえ、感染拡大防止のため、マスク、消毒液、パーティション等の必要な物資を備蓄します。(資料編 6)

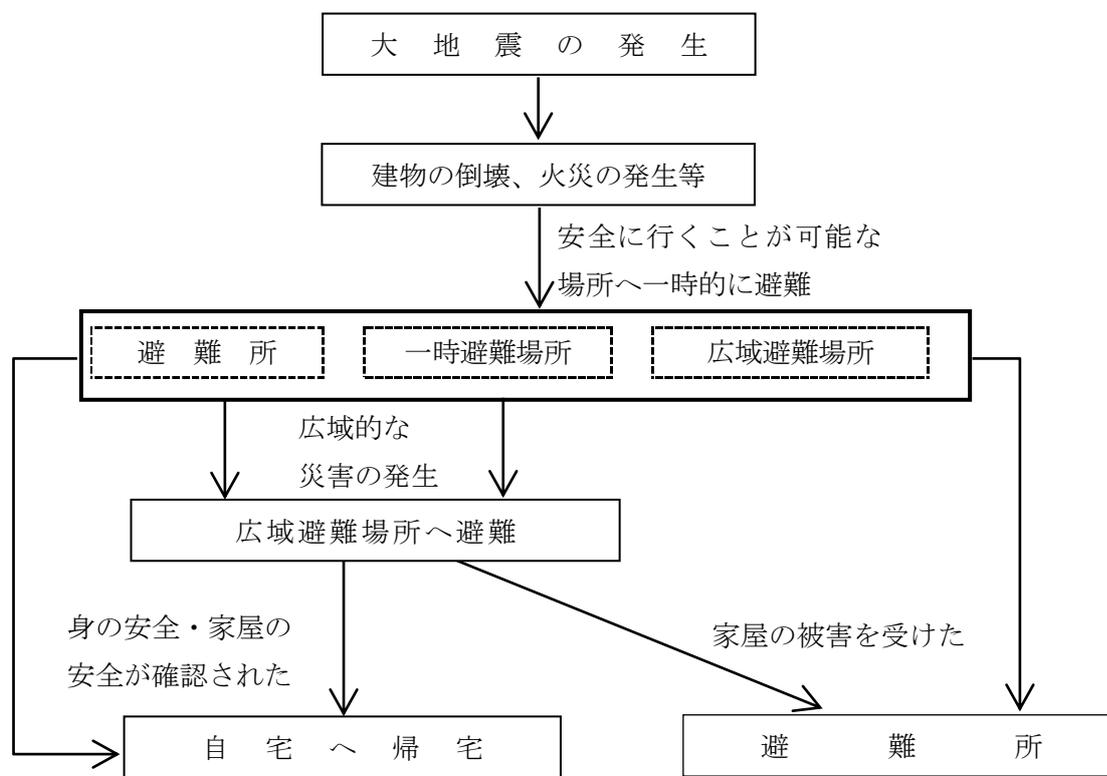
(6) 避難路の確認

区役所は、「防災マップ」「備える。かわさき」及び各種ハザードマップ等を配布することにより、避難所の位置等について周知し、区民が迅速、かつ、安全に避難所へ行くことができるように努めます。

区民は、日頃から避難所の位置等を確認し、災害時に安全に避難できるよう、複数の避難経路を確認しておくものとします。

(7) 被災者の受け入れ

震災により住居等を喪失するなど、継続して支援を必要とする被災者を次により受け入れます。



3 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

避難所の開設は、特に、夜間や休日に災害が発生した場合に迅速に対応するため、自主防災組織、施設管理者（学校）、PTA等で組織する「避難所運営会議」と行政が連携して開設するものとします。

(2) 避難所の運営

避難所運営会議を中心に避難者と共に助け合いながら行政と連携し、避難所の運営管理に関する活動を行います。避難所運営会議は助け合いや協働の精神に基づく自主的な運営を目指し、行政や施設管理者は後方支援的に協力するものとします。

(3) 避難所運営会議

避難所運営会議は、避難所の業務について、それぞれの役割の確認を行います。また、避難所の運営を的確に行うために、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成し、定期的な訓練を行います。

4 緊急輸送体制

(1) 緊急交通路

県公安委員会は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち、被災者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車）のみ通行可能となる「緊急交通路」の想定路線を指定しています。

緊急交通路は、救出・救助活動が一段落した後は「緊急輸送道路」に移行します。区内の指定想定路線及び区間は、次のとおりです。

| 路線名 | 区間 |
|-------------|----------------------|
| 国道1号 | 東京都境から横浜市境までの間 |
| 国道409号 | 堀川町交差点から平間駅入口交差点までの間 |
| 県道14号 鶴見溝ノ口 | 横浜市境から石神橋交差点までの間 |

(2) 緊急輸送道路

市は、災害発生時における被災者の避難、及び被災者の生活を確保する物資輸送のために利用する路線として、「緊急輸送道路」を指定します。

ア 第1次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で、緊急輸送道路の骨格をなす路線とされています。

区内の該当路線及び区間は、次のとおりです。

| 路線名 | 区間 |
|-------------|-----------------------------|
| 国道1号 | 東京都境から横浜市境までの間 |
| 国道409号 | 堀川町交差点から平間駅入口交差点までの間 |
| 県道14号 鶴見溝ノ口 | 横浜市境から石神橋交差点までの間 |
| 県道140号 川崎町田 | 大宮町跨道橋下から国道1号尻手交差点までの間 |
| 市道 川崎駅丸子線 | 下平間交番交差点から中原区境までの間 |
| 主要地方道 川崎府中線 | 南河原架道橋下から国道409号幸町交番前交差点までの間 |

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線とされています。

区内の該当路線及び区間は、次のとおりです。

| 路線名 | 区間 |
|---------------|---|
| 県道 111号 大田神奈川 | 横浜市境から県道 14号 鶴見溝ノ口越路交差点までの間、県道 14号 鶴見溝ノ口矢上交差点から中原区境までの間 |
| 県道 140号 川崎町田線 | 国道 1号 尻手交差点から横浜市境までの間、横浜市境から末吉橋交差点までの間 |
| 市道 幸多摩線 | 河原町交差点から中原区境までの間 |
| 市道 古市場矢上線 | 古市場小学校交差点から北加瀬交差点までの間 |

《区内の緊急交通路及び緊急輸送道路指定路線図》



(3) 緊急通行車両等の確認

区役所は、災害が発生し、交通規制が行われた場合、災害応急活動等に使用するため、区役所配備の車両について、県公安委員会への使用の申し出、その確認並びに緊急車両の標章及び証明書の交付を受けるために、緊急通行車両等確認の事前手続きを行い、事前届出済証の交付を受けます。

(4) ヘリコプターの臨時離着陸場及び調整

市は、災害応急活動に必要な人員及び物資の受け入れや、重傷者等の搬送を行うため、ヘリコプターの臨時離着陸場を整備しています。

区内の該当路線及び区間は、次のとおりです。

| 名称 | 所在地 | 土地の形状（表面） |
|--------------|------------|------------|
| ソリッドスクエア | 堀川町580 | コンクリート（屋上） |
| 小向河川敷 | 戸手地先 | 草地 |
| 川崎市立総合科学高等学校 | 小向仲野町5-1 | コンクリート（屋上） |
| 川崎ゴルフ場 | 小向仲野町6-5地先 | 草地 |
| 古市場河川敷 | 古市場1丁目地先 | 草地 |
| さいわいふるさと公園 | 新川崎308-5 | 土 |

5 災害に強い地域づくり

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、区民、企業等の防災知識の習得及びそれに基づく「災害対応力」の涵養が重要であり、そのための防災知識の普及、防災訓練の実施及び地域の防災体制構築の推進を図ります。

(1) 区民啓発

区役所は、子供から大人までのあらゆる年齢層の区民、企業等に対して防災知識を普及し、防災意識の高揚を図ります。

ア 啓発方法

- (ア) 市民地震防災デー（毎月15日）による広報
- (イ) 市政だより、広報特別号への掲載、パンフレット等の配布
- (ウ) 防災講演会、ぼうさい出前講座の開催
- (エ) 各種イベントでの広報及び防災コーナーの設置
- (オ) 川崎市ホームページへの掲載
- (カ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用
- (キ) 防災マップの作成・配布、各種ハザードマップの配布
- (ク) 防災関係図書等の貸し出し（ぼうさいライブラリー）

イ 啓発内容

- (ア) 地震、津波、風水害等に関する基礎知識
- (イ) 災害時にとるべき行動
- (ウ) 災害に対する日常の備えと心構え（家庭内での安全対策、最低3日分（推奨7日分）の食料・水の備蓄、非常持ち出し品の用意、災害時の家族の連絡方法等）
- (エ) 企業の防災対策
- (オ) 企業と地域住民との連携

- (カ) 災害に関する情報の入手方法
- (キ) 避難所の周知
- (ク) 各種ハザードマップによる危険区域等の周知
- (ケ) 市、区及び防災関係機関等の防災対策
- (コ) 自主防災組織、避難所運営会議等の概要
- (カ) 東日本大震災や熊本地震、令和元年東日本台風等の過去の災害からの教訓や事例など

(2) 自主防災組織

区民は、地域住民の連携に基づく自主防災組織の活動の充実に努め、区役所は、自主防災組織の育成強化を図ります。

ア 自主防災組織の活動

(ア) 自主防災組織の基本的活動

(平常時)

- ・ 地域住民への防災知識の普及
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 協働による自主防災組織の活性化

(災害時)

- ・ 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- ・ 救出活動
- ・ 初期消火活動
- ・ 医療救護活動への協力
- ・ 避難所運営

(イ) 防災知識・技能の普及

(ウ) 他の防災関係機関との連携

イ 自主防災組織の活性化の推進

(ア) 幸区自主防災連絡協議会の支援

区役所は、区内の自主防災組織等における相互の連携を密にし、地域の自主防災体制の充実、強化を推進するため、幸区自主防災連絡協議会の活動を支援しています。

(イ) 自主防災組織リーダー等養成研修の実施

区役所は、自主防災組織の核となるリーダーを対象に研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図ります。

(ウ) 防災資器材の備蓄場所確保に対する協力

市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力します。

(エ) 防災資器材購入等への助成

市は、助成制度により、自主防災組織の防災に関する活動、防災資器材の購入を支援します。

(オ) 地域防災活動への助成

市は、助成制度により、避難所を拠点とした地域の活動（避難所運営会議、避難所開設・運営訓練、広報、研修等）等の実施を支援し、地域防災体制の充実を図ります。

(3) 防災ネットワークづくり

区役所は、地域防災拠点を中心とした、地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織と地域住民等による地域住民のネットワークづくりを推進します。

防災ネットワークづくりのため、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進します。

ア 防災ネットワーク一覧

| 防災ネットワーク連絡会議 | 構成避難所運営会議 |
|-------------------------|--|
| 南河原中学校区 防災ネットワーク連絡会議 | 南河原中学校避難所運営会議、幸町小学校避難所運営会議、南河原小学校避難所運営会議 |
| 御幸中学校区 防災ネットワーク連絡会議 | 御幸中学校避難所運営会議、西御幸小学校避難所運営会議、御幸小学校避難所運営会議、戸手小学校避難所運営会議、市立幸高校避難所運営会議、川崎総合科学高校避難所運営会議、河原町避難所運営会議 |
| 塚越中学校区 防災ネットワーク連絡会議 | 塚越中学校避難所運営会議、古川小学校避難所運営会議、下平間小学校避難所運営会議、東小倉小学校避難所運営会議、古市場小学校避難所運営会議 |
| 日吉中学校区 防災ネットワーク連絡会議 | 日吉中学校避難所運営会議、日吉小学校避難所運営会議 |
| 南加瀬中学校区 防災ネットワーク連絡会議 | 南加瀬中学校避難所運営会議、南加瀬小学校避難所運営会議、小倉小学校避難所運営会議、夢見ヶ崎小学校避難所運営会議、市立看護大学避難所運営会議 |

イ 防災ネットワーク活動内容

防災ネットワーク連絡会議は、平常時から各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換などを行い、災害時には各避難所運営についての協議・情報交換などを行います。

(4) 幸区災害対策協議会地域防災連携部会の取組

自主防災組織及び避難所運営会議の活性化を図るとともに、防災関係機関・団体等の相互の連携を密にするため、幸区災害対策協議会地域防災連携部会を設置し、関係情報の共有及び災害発生時における対応策の協議・検討を行っていきます。

(5) 防災訓練の実施

区役所は、区民及び防災関係機関・団体との連携を強化し、発災時における的確な災害応急活動の実施や、平時からの防災意識の向上を図るため、各種の防災訓練を実施します。

ア 川崎市総合防災訓練（九都州市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民）

9月1日の「防災の日」を含む「防災週間」（8月30日～9月5日）中に、九都州市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民と一体となった、総合的な防災訓練を、会場を各区の持ち回りにより実施します。

イ 行政、防災関係組織・機関、自主防災組織等の訓練

(ア) 自主防災連絡協議会及び区役所の訓練

幸区自主防災連絡協議会及び区役所は、毎年9月頃に「幸区秋の総合防災訓練」を、2月頃に「幸区春の総合防災訓練」を実施します。

(イ) 自主防災組織の訓練

「情報収集・伝達訓練」「初期消火訓練」「救出・救護訓練」「避難・誘導訓練」「給食・給水訓練」等を実施します。

(ウ) 避難所運営会議の訓練

各避難所運営会議において、平成29年2月に作成した「幸区避難所〈開設〉〈運営〉訓練マニュアル」及び各避難所の訓練マニュアルに基づいた訓練を実施します。

(エ) 区役所の訓練

「区本部設置訓練」「情報受伝達訓練」等を実施します。

(オ) 幸区災害対策協議会の訓練

幸区災害対策協議会の各部会において、それぞれの計画・マニュアルに基づいた訓練を実施します。

(カ) 事業所等の訓練

顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練を、各種防災計画・マニュアルに基づき実施します。

(6) 家庭における予防対策

ア 家庭内備蓄等

大地震等が発生した場合、家屋の倒壊や火災による焼失が予測され、その時点から生活に支障を来たすこととなります。食料等は避難所にも備蓄されていますが、数に限りがあり、区外から救援物資が到着し、被災者に配布されるのに数日かかることが予想されます。区民は、日頃から災害時に備えて、家庭内備蓄や非常持出品の準備をしておく必要があります。

(ア) 最低3日分（推奨7日分以上）の備蓄品

飲料水、保存食品（パックの御飯、乾麺、カップラーメン等）、乳幼児の粉ミルク・離乳食、簡易トイレ・汚物処理袋等

(イ) 非常持出品

ラジオ、懐中電灯、貴重品、医薬品、雨具、防寒具、その他必要に応じた物（常備薬、お薬手帳、感染症対策物資、身分証明書等）

イ 建物等の安全対策

(ア) 家具の転倒及び落下物の防止対策

日頃から家具類の配置に気を付け転倒防止措置を施すことで、家の中に安全な空間を確保するとともに、落ちると危険な物は、家具の上など高い所には置かないようにします。

(イ) 建物周辺（ブロック塀等の点検・修理、排水溝の日常的な清掃等）の対策

ブロック塀は、ひび割れ等の点検を行い、危険な箇所の修理・補強を行います。また、集中豪雨時に排水が速やかに行われるよう、自宅周辺の側溝に泥やごみが詰まっていないか点検を怠らないようにします。

その他の屋外設置物についても、日頃から転倒・落下・散乱防止を図り、災害時の消火・避難・救護活動の妨げにならないようにします。

(7) 職員に対する防災教育

区民を災害から守るという責務を果たすため、職員に対する防災教育を行い、防災に関する知識を習得させ、発災時の行動力を養います。

ア 研修

一般的な防災知識をはじめ、各職場に割り当てられた災害対応業務の内容及び職員の役割について教育します。

イ 防災訓練

様々な訓練を通じて災害対応業務を身をもって確認し、実践的な災害対応力を養います。

6 災害に強い街づくり

(1) 建築物の耐震・不燃化の促進

ア 一般建築物（木造住宅・分譲マンション）

市は、各種補助、融資等の支援制度などをパンフレットの配布等を通じて周知し、区民はそれらの制度を活用することにより、木造住宅、分譲マンション等の耐震・耐火を図ります。

(ア) 木造住宅耐震診断士派遣制度

(イ) 木造住宅耐震改修助成制度

(ウ) マンション耐震診断事業費用助成制度

(エ) マンション耐震改修工事等事業助成制度

- (f) 特定建築物耐震改修等事業助成制度
- (g) 住宅不燃化促進事業補助金交付制度
- (h) 宅地防災工事助成金制度

イ 公共建築物

区役所や各施設の管理者は、災害対応の拠点となる施設の耐震補強工事等を実施し、総合的な安全対策を講じます。

(2) 転倒・落下物防止等

建築物の窓ガラスの破損や、外壁・ブロック塀の倒壊、屋外広告物の落下は人命を脅かすだけでなく、避難、救援活動の障害にもなるため、危険な状態にあるものに対し、市は改善指導を行います。

(3) 河川災害の防止等

区役所は、区を流れる多摩川と鶴見川の2つの河川について、国・県等の関係機関と河川情報の共有をするとともに、ハザードマップ等を通じて、区民への情報の周知に努めます。また、地震による二次災害、風水害等に備え、市所管局において河川及び放水路の整備を計画的に行うとともに、避難誘導體制を確立します。

(4) がけ崩れの防止等

ア 急傾斜地崩壊危険区域

区役所は、土砂災害を防止するため、関係法令等に基づき、指導・規制及び警戒避難体制の整備を行います。また、県等の関係機関と急傾斜地崩壊危険区域等の情報の共有化に努めるとともに、区民への周知を図ります。さらに、がけ地の所有者に対して、がけ崩れを誘発するような行為の防止についての広報を行うほか、がけ崩れ等の宅地災害を防止するための融資制度の周知など、がけ地の改善を促進します。

区内の急傾斜地崩壊危険区域は、次のとおりです。

| 区域名 | 指定年月日 | 面積(ha) | 避難施設 | 過去の被害件数 |
|-------|--------------------------------------|--------|---------|-------------|
| 夢見ヶ崎 | 昭和45年3月6日 平成2年3月31日 平成24年9月25日 | 3.64 | 日吉小学校 | 昭和57年9月／1件 |
| 南加瀬仲山 | 昭和45年4月14日 平成2年3月31日 | 3.00 | 夢見ヶ崎小学校 | 昭和56年10月／1件 |

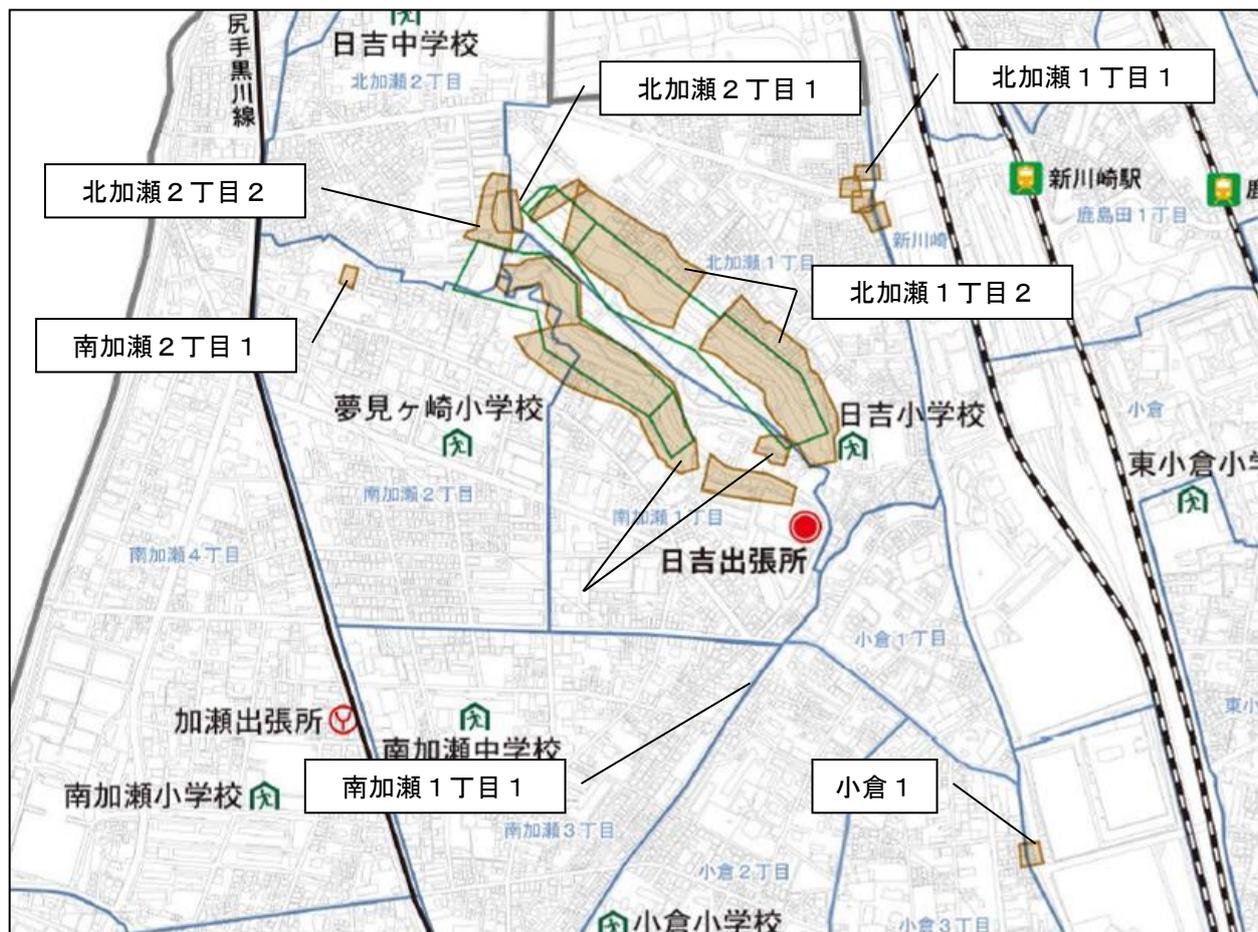
イ 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域については、土砂災害ハザードマップ等を配布し、土砂災害に関する情報について周知します。また、平常時からパトロールを通じて区域内の状況を把握し、災害時の情報収集及び伝達方法、避難誘導體制を確立します。

区内の土砂災害警戒区域は、次のとおりです。

| 区域の名称 | 指定年月日 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象 |
|------------|----------------|---|------------------|
| 小倉 1 | 平成23年5月31日 | 小倉及び新小倉地内のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 |
| 北加瀬 1 丁目 1 | 平成 23 年5月 31 日 | 北加瀬 1 丁目及び新川崎地内のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 |
| 北加瀬 1 丁目 2 | 平成 23 年5月 31 日 | 北加瀬 1 丁目及び南加瀬 1 丁目地内のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 |
| 北加瀬 2 丁目 1 | 平成 23 年5月 31 日 | 北加瀬 1 丁目、2 丁目地内のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 |
| 南加瀬 1 丁目 1 | 平成 23 年5月 31 日 | 南加瀬 1 丁目、2 丁目、北加瀬 1 丁目、2 丁目地内のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 |
| 南加瀬 2 丁目 1 | 平成 23 年5月 31 日 | 南加瀬 2 丁目地内のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 |
| 北加瀬 2 丁目 2 | 平成 26 年4月 18 日 | 北加瀬 2 丁目地内のうち、次の図に示す区域 | 急傾斜地の崩壊 |

《区内の急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域図》



(5) 上下水道施設

上下水道は都市の基幹的な施設であることから、災害に備えて次の防災対策の推進を図ります。

- ア 取水・導水・浄水施設の耐震化・発電設備の設置
- イ 送・配水施設の耐震化
- ウ 下水道管きよの整備
- エ ポンプ場、水処理センターの機能向上
- オ 応急復旧体制の確立

7 災害時要配慮者の支援

身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の災害時要配慮者は、災害時において情報の取得・判断や、迅速な行動を取ることが困難であり、被災する危険性が高いため、平常時から必要な対策を図ります。

(1) 災害時要援護者避難支援制度

災害時要援護者避難支援制度は、支援を希望する災害時要配慮者からの申し込みにより名簿を作成し、自主防災組織、町内会・自治会、民生委員児童委員等の支援組織へ情報を提供することで、共助による避難支援体制づくりを行うものです。

(2) 災害時要援護者の避難支援体制の確立

区役所は、災害時要援護者避難支援制度を活用し、個人情報に配慮しながら、災害時要援護者避難計画を作成し、災害時要援護者の避難支援等を、支援組織の協力のもとに推進します。

また、警戒レベル3の「高齢者等避難」及び警戒レベル4の「避難指示」のほか、災害情報等の情報伝達体制を整備し、避難支援等を迅速に行うため、平常時から、災害時要援護者、保護者、福祉関係者、地域住民組織、防災関係組織等の共助・公助による連携体制の確立を図ります。

(3) 災害時要援護者情報の活用

区役所は、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ、要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～4級（4級は肢体不自由を除く。）、知的障害程度中度～最重度、精神障害等級1級～2級の者のうち、災害時要援護者避難支援制度の未登録者について、福祉制度のシステムから情報を把握し、名簿を作成・定期的に更新します。当該名簿は、災害時、必要に応じて各避難所等に提供します。

(4) 災害時要援護者と近隣住民等との良好なコミュニケーションの推進

災害時要援護者及び保護者は、災害時に備えて、平常時から地域活動に参加するなど、近隣住民との良好なコミュニケーションに努めます。また、区役所は、コミュニケーションを促進する環境づくりへの支援を行います。

(5) 災害時要援護者の避難後の対策

区役所は、災害時要援護者に配慮した避難所の受入体制や、施設の利用方法等を平常時から避難所運営会議と共に検討します。また、重度の障害者、長期に渡る避難生活について、福祉避難所（二次避難所）の確保に努めるなど、健康福祉局と共に災害時要援護者に対する福祉の継続等の検討を行います。

(6) 継続的な医療を必要とする者への対策

難病・人工透析患者等、災害時においても継続的に医療を必要とする者に対し、医療機関の情報収集、医薬品等の確保を図ります。

また、妊婦、新生児等に対しての保健指導、栄養指導体制を確立します。

(7) 外国人等に対する対策

外国人向けの「やさしい日本語」を使用した「備える。かわさき」等の冊子を配布し防災知識・行動の習得を図ります。

(8) 幸区災害対策協議会要援護者支援部会の取組

区役所、福祉施設、社会福祉協議会等との連携を図るため、幸区災害対策協議会要援護者支援部会を設置することにより、災害時要援護者の避難支援体制を整備し、福祉避難所（二次避難所）の円滑な開設と運営管理の協議・検討を行っていきます。

また、「要援護者支援・移送訓練」等の、実践的な訓練を行っていきます。

8 医療救護体制

災害時において、区民の生命・身体を守るための円滑な医療救護活動と、それに引き続く保健衛生活動は必要不可欠です。日頃から災害に備え医療救護体制等を整備し必要な対策を講じます。

(1) 医療救護体制

災害時における医療救護活動が円滑に行われるように、幸区医師会、幸区歯科医師会、区内病院等の医療関係団体との連携体制を確立します。

(2) 幸区災害対策協議会医療救護部会の取組

医療関係団体等で構成される幸区災害対策協議会医療救護部会を設置することにより、災害時に関係機関が連携して円滑な医療救護活動が行えるよう、協議・検討を行っていきます。

また、「災害時保健医療活動訓練」「応急救護訓練」「傷病者対応訓練」「エコノミークラス症候群予防訓練」「口腔ケア訓練」等の、実践的な訓練を行っていきます。

9 帰宅困難者対策

災害時に鉄道、バス等の交通機関が止まった場合、通勤・通学者、買い物客等が帰宅できない状況となり、主要駅周辺での滞留者や、主要道路での徒歩帰宅者による混乱が予想されます。こうした混乱を未然に防止するため、区、企業、交通事業者、集客施設等が連携・協力し、役割分担を明確にして地域ぐるみでの対応を図ります。

(1) 区役所の役割

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則とし、企業等に対しては従業員を社内に留め、食料等の備蓄をするよう周知します。また、やむを得ず帰宅する場合の帰宅経路や災害時帰宅支援ステーションの周知を行います。

駅前滞留者に対しては、帰宅困難者一時滞在施設の開設等について周知します。

区内の帰宅困難者一時滞在施設は、次のとおりです。

| | 施設名称 | 地域 | 所在地 |
|---|--------------------|--------------|---------------------|
| 1 | 川崎市産業振興会館 | 川崎駅 | 幸区堀川町 66-20 |
| 2 | 川崎市幸市民館・図書館 | 川崎駅 | 幸区戸手本町 1-11-2 |
| 3 | J R ホテルメッツ川崎 | 川崎駅 | 幸区堀川町 72-2 |
| 4 | ミュージア川崎 | 川崎駅 | 幸区大宮町 1310 |
| 5 | ラゾーナ川崎プラザ | 川崎駅 | 幸区堀川町 72-1 |
| 6 | ジェクサー・フィットネス&スパ新川崎 | 新川崎駅 鹿島田駅 | 幸区鹿島田 1-1-3 新川崎スクエア |

(2) 交通事業者の役割

交通事業者は、乗客等利用者の安全を確保するとともに、代替輸送手段の確保や情報等の提供に努めるものとします。

(3) 企業、集客施設等の役割

企業、集客施設等は、当該施設の安全が確認された場合は、従業員及び来場者の待機を心がけるとともに、従業員及び来場者のための安否確認体制の整備や、食料・飲料水、資器材の備蓄、情報等の提供、帰宅困難者一時滞在施設等への案内・誘導等に努めるものとします。

(4) 区民の役割

家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、食料・飲料水ほか生活必需品等の備蓄・携行及び災害時帰宅支援ステーションの把握に努めるものとします。

(5) 幸区災害対策協議会帰宅困難者対策部会の取組

主ターミナル駅（川崎駅）周辺及び新川崎駅・鹿島田駅等の区内 J R 駅周辺の交通事業者、帰宅困難者一時滞在施設、警察、消防、地域団体、企業等と区役所でネットワー

ク化を図り、情報交換、災害時の初動対応ルールの共有、訓練の実施などにより、災害時における帰宅困難者への情報提供、安全確保、混乱の抑制等に向けた体制を整備します。

(6) 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会との連携

災害時の J R 川崎駅周辺における滞留者等による混乱の抑制に向け、川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会との連携により、「川崎駅周辺の災害時における行動ルール」に基づいた、帰宅困難者への的確な情報提供等の対応を図る体制を整備していきます。

10 津波対策

現時点において、幸区は多摩川及び鶴見川の河川敷を除き、津波による浸水被害は発生しないと想定されているため、当該想定の下知と、津波発生時の冷静な対応を呼びかけるものとします。

また、津波注意報、津波警報が出された場合の、両河川敷における避難誘導體制を確立します。

11 高層集合住宅対策

高層集合住宅は一般的に耐火性・耐震性に優れている反面、エレベーターや電気、水道等のライフラインが停止すると、高層階住民の上下移動が困難となり、孤立状態になることが予想されます。

区役所は、高層住宅の自治会や住民に対して、最低3日分（推奨7日分以上）の飲料水、食料、汚物処理袋等の備蓄を呼びかけるとともに、途中階の備蓄スペースの整備を推進します。

12 火山災害対策

本市については、富士山、箱根山からの距離が離れており、溶岩流や火砕流等の影響はないと想定されていますが、「富士山ハザードマップ検討委員会」が作成した「富士山降灰可能性マップ」によると、市内全域にわたり、2～10cm程度の火山灰の堆積が予想されています（箱根山については、本市への降灰は予想されていません。）。

そのため、関係局と連携しながら「火山灰の除灰方法」「必要資器材の確保・調達」「収集した火山灰の仮置き場所」「区民に対する降灰対策についての普及啓発」等について検討していきます。

第3章 災害応急対策計画

1 区本部

台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害等は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができることから、被害の発生や拡大を防止するための体制を予め整え、警戒に当たることが重要です。そのため、気象状況に応じた迅速な対策が実施できるよう、段階的配備体制を確立し、防災関係機関等の連絡体制や活動体制の整備を図るとともに、適切な人員配備を行い、迅速かつ適切な応急対策活動を実施します。

(1) 区災害警戒体制

副区長（危機管理主管）は、気象情報の変化、被害の発生状況、区民からの情報等を勘案し、災害警戒体制の確立及び強化等について判断します。

ア 設置基準

- (ア) 市内で震度5弱又は5強の地震を観測したとき（震度5弱は、危機管理本部から指示を受けた場合）
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報が発令されたとき（危機管理本部から指示を受けた場合）
- (ウ) 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき（危機管理本部から指示を受けた場合）
- (エ) 大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、災害が発生するおそれがある場合で、区災害警戒本部を設置するに至らないとき
- (オ) 相当規模な火災、爆発等の都市災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区役所による対処が可能で、区災害警戒本部を設置するに至らないとき

イ 職員配備等

- (ア) 地震の場合：区調整員（区連絡員）等
- (イ) 大雨、洪水、大雪等の場合：下記表のうち必要な体制
- (ウ) 都市災害の場合：下記表太枠内を基本とした体制

【職員配置体制】

| 課名等 | 活動内容 |
|-------------------------|---|
| 危機管理担当、総務課、地域振興課 企画課 | 危機管理本部、消防、警察等との連絡調整等 気象情報、災害関連情報等の収集・整理等 |
| 保護第1課・第2課、区民課、保険 年金課 | 避難所の開設準備等 |
| 高齢・障害課、児童家庭課 | 災害時要援護者の避難準備等 |
| 道路公園センター | 土のうづくり、資機材点検、土のう配布、河川・道 路工事施工箇所パトロール、情報収集等 |

ウ 廃止基準

- (ア) 区災害警戒本部又は区災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したと認められるとき
- (ウ) 被害の発生するおそれが解消した認められるとき

(2) 区災害警戒本部体制

市長は、台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水防活動その他応急対策活動の円滑化を図るために市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、市警戒本部長（危機管理担当副市長）は、必要と認める区に、区災害警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置します。

ア 設置基準

- (ア) 大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが大きいとき
- (イ) 相当規模な火災、爆発等の都市災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で複数の局区の対応が必要であるが、災害対策本部を設置するに至らないとき
- (ウ) その他市長が設置の必要を認めるとき

イ 設置場所

区役所4階に設置します。

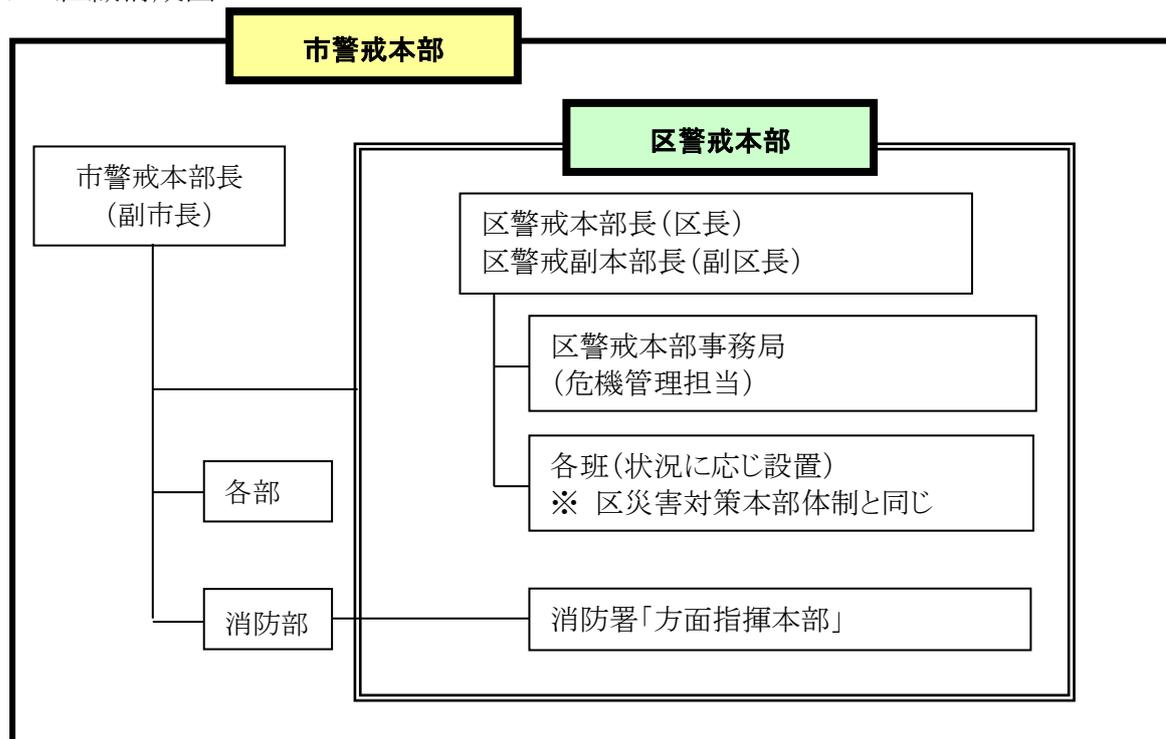
ウ 組織

- (ア) 区警戒本部長は区長を、区副本部長は副区長をもって充てます。
- (イ) 消防署及び区警戒本部各班は、各班連絡員を選出し、事務局に派遣するものとします。
- (ウ) 区警戒本部長は、区警戒本部を設置したとき、直ちにその旨を市警戒本部長に報告するとともに、警察署等の防災関係機関に通知します。

エ 主な所掌事務

- (ア) 災害に関する初期情報の収集に関すること
- (イ) 区域における被害情報の収集・報告に関すること
- (ウ) 構成する班に対する気象情報、水防等に関する情報の収集伝達に関すること
- (エ) 職員の配備状況の把握に関すること
- (オ) 警戒巡視・広報活動に関すること
- (カ) その他応急対策を実施する上で必要な対応に関すること

オ 組織構成図



カ 職員配備体制例

| 班名等 | 活動内容 |
|------------------|---------------------------------------|
| 区本部事務局、庶務班、地域支援班 | 危機管理本部、消防、警察等との連絡調整等 応急対策方針の決定・指示等 |
| 情報広報班 | 気象情報、災害関連情報等の収集・整理等 各班・隊からの情報収集等 |
| 被災者支援班 | 避難所の開設・運営、避難所への誘導、避難者の安全確保等 |
| 保健衛生・福祉班 | 災害時要援護者の避難援助、避難後の健康リスク確認 |
| 道路公園班 | パトロール、応急復旧対策の実施、情報収集等 |

キ 廃止基準

- (ア) 区災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したと認められるとき
- (ウ) 被害の発生するおそれが解消したと認められるとき

(3) 区災害対策本部体制

市長は、市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第 23 条の規定により、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置します。市本部長（市長）は、災害の規模及び被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に、区災害対策本部（以下「区本部」という。）を置きます。

ア 設置基準

- (ア) 市内で震度 6 弱以上の地震を観測したとき
- (イ) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- (ウ) 市内で地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (エ) 大雨、暴風、大雪等の特別警報が発表されるなど、大規模な災害の発生が予測又は発生し、その対策を要すると認められるとき
- (オ) 大規模な火災、爆発等の都市災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要なとき
- (カ) その他市長が設置の必要を認めるとき

イ 設置場所

区役所 4 階に設置します。

ウ 組織

- (ア) 区本部に、区本部長及び区副本部長を置き、班に班長及び副班長を置きます。
- (イ) 区本部長は区長を、区副本部長は副区長をもって充て、各班の分担任務、班長等は「幸区災害対策本部 各班・各隊の事務分掌」のとおりとします。
- (ウ) 区本部員は、区役所部長級職員をもって充てます。
- (エ) 各班長は、各班連絡員を選出し、区本部事務局に派遣します。
- (オ) 区本部長は、区内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部会議を開催します。

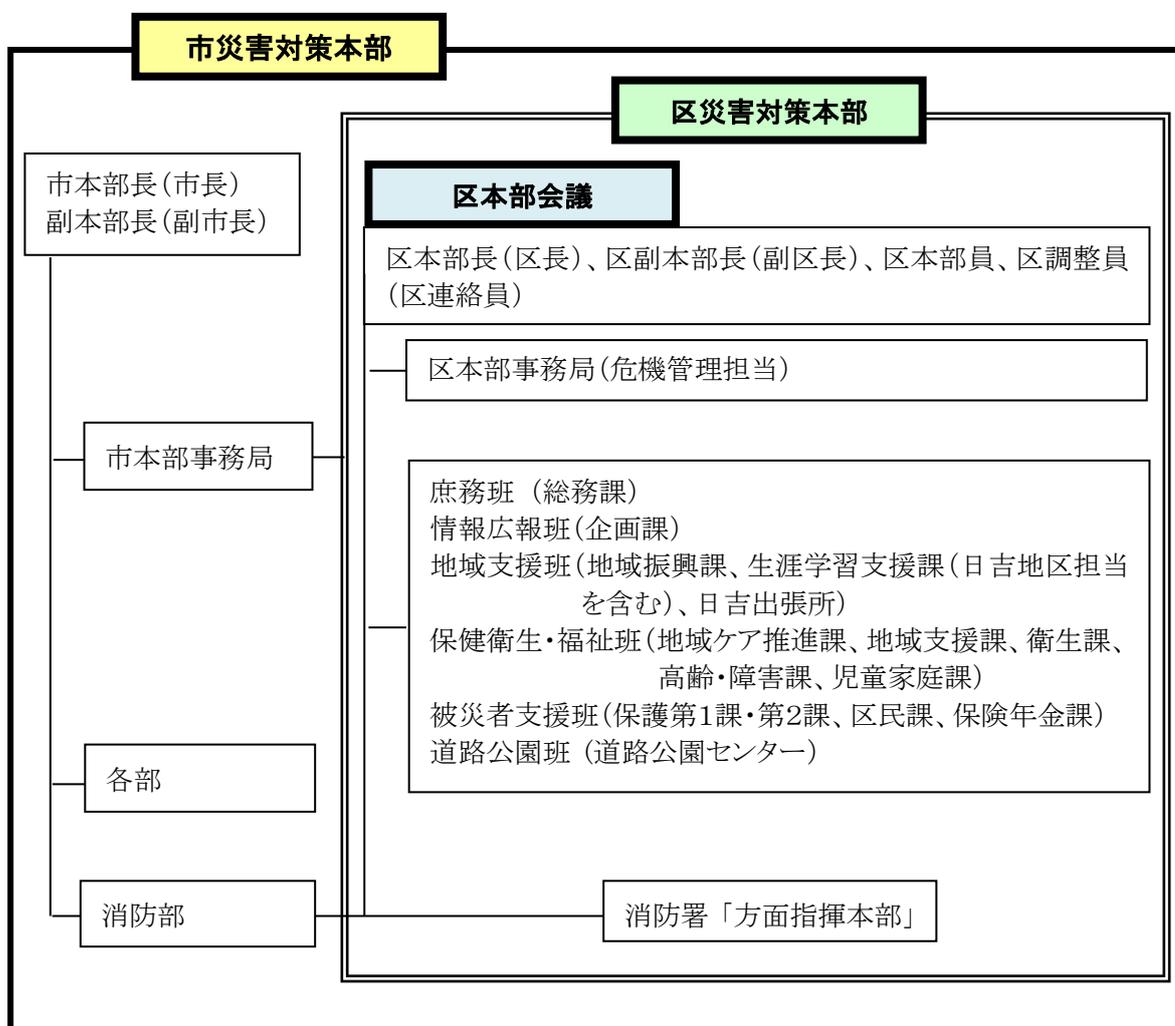
| 区本部会議構成 | | | |
|---------|-------|---|------------|
| 区本部長 | 区副本部長 | 区本部員 | 区調整員(区連絡員) |
| 幸区長 | 副区長 | まちづくり推進部長、区民サービス部長、日吉出張所長*、地域みまもり支援センター所長、地域みまもり支援センター副所長、道路公園センター所長* | 危機管理担当課長等 |

*日吉出張所長は日吉合同庁舎に、道路公園センター所長は道路公園センターに参集する。

エ 主な所掌事務

- (ア) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (イ) 消火又は延焼の防止に関すること
- (ウ) 被災者の救出救助に関する措置に関すること
- (エ) 医療救護に関する措置に関すること
- (オ) 食料、飲料水その他の物資の供給に関すること
- (カ) 避難所の開設及び避難者の救援に関すること
- (キ) 緊急を要する避難の勧告又は指示に関すること
- (ク) 区内の災害対策活動の総合調整に関すること
- (ケ) その他、災害対策に必要な措置

オ 組織構成図



カ 廃止基準

- (ア) 区の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき
- (イ) 区の地域において、災害応急対策が概ね完了したと認められるとき

(4) 区本部各班の所掌事務

ア 区本部事務局

<事務分掌>

- 1 区本部の設置、区本部会議の開催に関する事。
- 2 市本部及び関係機関との連絡調整に関する事。
- 3 応急復旧計画に関する立案及び実施に関する事。
- 4 避難勧告及び指示、警戒区域等に関する事。
- 5 区職員の動員の調整に関する事。
- 6 その他特命事項に関する事。

イ 庶務班

<事務分掌>

- 1 区本部の設置及び区本部会議開催に向けた設営に関する事。
- 2 参集動員及び職員の安否（被災含む）の確認に関する事。
- 3 区職員の厚生に関する事。
- 4 応援職員の受け入れや配備に関する事。
- 5 庁舎及び所管施設、所管車両の管理保全に関する事。
- 6 緊急通行車両の手続きに関する事。
- 7 予算経理に関する事。
- 8 他の班への応援に関する事。

ウ 情報広報班

<事務分掌>

- 1 気象情報・災害関連情報等の収集・伝達・記録に関する事。
- 2 区内の被害状況及び各班の応急対策活動に関する情報の集約に関する事。
- 3 ライフライン及び交通機関の情報収集に関する事。
- 4 報道対応に関する事。
- 5 災害関連情報の広報に関する事。
- 6 区民からの電話対応（コールセンター機能、総合窓口）に関する事。
- 7 他の班への応援に関する事。

エ 地域支援班

<事務分掌>

- 1 ボランティアセンターの運営に関する事。
- 2 帰宅困難者の支援に関する事。
- 3 区本部事務局の支援に関する事。
- 4 他の班への応援に関する事。

オ 保健衛生・福祉班

<事務分掌>

- 1 医療救護所の設置及び運営に関すること。
- 2 傷病者の搬送受入れ及び救護班派遣等の調整に関すること。
- 3 医薬品・器材等の調達に関すること
- 4 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連絡調整に関すること。
- 5 避難所等の巡回診療に関する連絡調整に関すること。
- 6 飲料水及び食料品の衛生確保に関すること。
- 7 防疫用薬剤、器材の調達に関すること。
- 8 災害用選定井戸水の提供調整に関すること。
- 9 感染症対策に関すること。
- 10 犬及び特定動物の捕獲、動物の救護等に関すること。
- 11 避難所等における環境衛生に関すること。
- 12 災害救助法、生活再建支援法等の申請受付に関すること。
- 13 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。
- 14 要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。
- 15 要援護者の安全確保に関すること。
- 16 要援護者の状況調査に関すること。
- 17 災害時要援護者情報に関すること。
- 18 災害時精神保健医療相談対応に関すること。
- 19 二次避難所となる施設との連携に関すること。
- 20 他の班への応援に関すること。

カ 被災者支援班

<事務分掌>

- 1 指定避難所の管理に関すること。
- 2 指定避難所の運営に関すること。
- 3 指定避難所への物資の供給に関すること。
- 4 応急仮設住宅への入居募集に関すること。
- 5 他の班への応援に関すること。

キ 道路公園班

<事務分掌>

- 1 管内の道路・橋りょう・河川・公園等の被害状況の把握及び伝達に関すること。
- 2 管内の道路・橋りょう・河川等の警戒・監視に関すること。
- 3 管内の道路・橋りょう・河川等の応急対策及び復旧に関すること。
- 4 道路啓開の実施及び障害物・放置車両等の除去に関すること。
- 5 がけ崩れ等の応急対策の実施に関すること。
- 6 工事施工箇所の安全確保に関すること。
- 7 所管施設の保全に関すること。
- 8 緊急交通路、緊急輸送路に係る警察等との調整に関すること。
- 9 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること。
- 10 公園等施設利用者に対する情報伝達及び避難誘導に関すること。
- 11 他の班への応援に関すること。

(5) 職員の動員区分及び動員基準（各要員及び基準）

ア 動員区分

| 動員区分 | | 構成員・活動内容 | |
|---------|------------|--|-----------------------------------|
| 区本部要員 | 区本部長 | 区長 | 災害時の応急活動を行う上で必要な計画の策定・連絡・調整等を行う職員 |
| | 区副本部長 | 副区長 | |
| | 区本部員 | 各部長等* | |
| | 区本部事務局員 | 危機管理担当職員 | |
| | 区調整員（区連絡員） | 市本部からの緊急連絡等を受けて、その分掌事務を遂行するための連絡・調整活動を行う職員 | |
| 区業務継続要員 | | 区役所で業務継続計画に基づく非常優先業務を行う職員（区役所職員は、区本部要員を除き、原則として全員を区業務継続要員とする。） | |
| 参考 | 区初動対応職員 | 他局職員で、区役所近辺に居住しており、発災時には区役所へ参集し、区本部の立ち上げまでの初動期における情報管理を行う者 | |
| | 避難所運営要員 | 他局職員で、各避難所において住民や教職員と共に避難所運営に当たる者 | |

※日吉出張所長は日吉合同庁舎に、道路公園センター所長は道路公園センターに参集

イ 地震に関する動員基準

| 体制 | 基準 | | 配備区分 | 参集 |
|--------|-------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 災害警戒体制 | 市内で震度5弱の地震があった時 | | 指示を受けた「区本部要員」「区業務継続要員」「避難所運営要員」 | 指示により幸区役所に参集 |
| | 市内で震度5強の地震があった時 | 「区調整員(区連絡員)」 | | 幸区役所に 自動参集 |
| | | 指示を受けた「区本部要員」「区業務継続要員」「避難所運営要員」 | 指示により幸区役所に参集 | |
| 災害対策本部 | 市内で震度6弱以上の地震があった時 | | 全職員 | 幸区役所に 自動参集 |
| 災害警戒体制 | 南海トラフ地震 | 南海トラフ地震臨時情報発表時 | 指示を受けた「区本部要員」「区業務継続要員」「避難所運営要員」 | 指示により幸区役所に参集 |
| 災害警戒体制 | 津波 | 「東京湾内湾」に津波注意報が発表された時 | 指示を受けた「区本部要員」「区業務継続要員」 | 指示により幸区役所に参集 |
| 災害対策本部 | | 「東京湾内湾」に津波警報が発表された時 | 全職員 | 幸区役所に 自動参集 |
| | | 「東京湾内湾」に大津波津波警報が発表された時 | 全職員 | 幸区役所に 自動参集 |

ウ 大雨に関する動員基準

| 配備 | 体制 | 動員発令の目安 | 対応内容 | 動員対象 |
|--------------------------------|----------------------|---|---|--|
| 1号動員 (浸水対応動員) | 警戒体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表 | 浸水、河川の増水、溢水への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・区調整員 ・道路公園班 |
| 2号動員 (土砂災害警戒対応動員) | | <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表 | 浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供 | |
| 3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員) | 警戒本部 | 高齢者等避難又は避難指示を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合 | 上記応急活動等の他、避難所開設運営 高齢者等避難の発令 避難指示の発令 防災気象情報等の提供 避難所開設状況等の提供 施設の安全確認 利用者安全確保 利用者への情報提供 駅前滞留対応 報道対応 | 上記の増強(タイミングは区の判断)に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理要員 ・他局の避難所運営支援要員(区からの要請があった場合等) |
| 4号動員 (災害対策本部設置準備動員) | 警戒本部 又は 災害対策本部 | 台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合 | 上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応 | 上記の増強(タイミングは区の判断)に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・区長 ・副区長 ・区本部会議構成員 |
| 5号動員 (総動員) | 災害対策本部 | 市内全域に被害が発生している場合 | 市の総力をあげた対応 | ・全職員 |

エ 大雪に関する動員基準

| 配備 | 体制 | 動員発令の目安 | 対応方針 | 動員対象 |
|------------------------|------------------|--|--|---|
| 1号動員 (注意報レベル対応) | 警戒体制 | 大雪注意報が発表かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合 | 道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応 | <ul style="list-style-type: none"> 区調整員 道路公園班 |
| 2号動員 (警報レベル対応) | | 大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合 | 道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応 | 上記の増強(タイミングは区の判断)に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合の管理運営要員) |
| 3号動員 (相当数の被害発生時の対応) | 警戒本部 | 複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合 | 上記のほか、利用者安全確保 利用者への情報提供 報道対応 | 上記の増強(タイミングは区の判断) |
| 4号動員 (災害対策本部設置準備動員) | 警戒本部 又は災害対策本部 | 複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合 | 上記のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応 | 上記の増強(タイミングは区の判断)に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 区長 副区長 区本部会議構成員 |
| 5号動員 (総動員) | 災害対策本部 | 市内全域に被害が発生している場合 | 市の総力をあげた対応 | 全職員 |

オ 都市災害・国民保護事象に関する動員体制・基準

(7) 動員体制

| 種別 | 動員体制 |
|------|---|
| 1号配備 | 局地的な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合に対応するため、情報収集及び伝達を行うことができる体制とする。 |
| 2号配備 | 局地的な被害が予想される場合、又は災害が発生し、更に被害地域の拡大が予想される場合で、応急対応活動を行うことができる体制とする。 |
| 3号配備 | 災害の発生が複数の区(又は区域)に渡り、更に拡大の可能性が強く、被害拡大を防止するために必要な応急対策活動ができる体制とする。 |
| 4号配備 | 複数の区(又は区域)において被害が甚大となり、更に拡大する可能性が強く、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制とする。 |
| 5号配備 | 区内全域に発生した被害に対し、区の総力を挙げて対処する体制とする。 |

(イ) 動員配備基準

| 所属 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |
|-----------------|--------------|-------|--------|--------|------|
| 区役所(道路公園センター除く) | 連絡員 | 5~10% | 10~50% | 50~80% | 100% |
| 道路公園センター | 連絡員 | 5~20% | 20~50% | 50~80% | 100% |
| 消防署 | 特別警防体制に必要な人員 | | | | 100% |
| 生活環境事業所隊 | 連絡員 | 5~10% | 10~20% | 20~50% | 100% |
| 市税事務所隊 | | 連絡員 | 5~10% | 10~50% | 100% |

(6) 区本部の応援要請

区本部長は、災害応急対策に関して、防災関係機関による応援を市本部に要請します。市本部より派遣された職員は区本部長の指揮下で活動します。

ア 各防災関係機関の活動拠点の設置

(ア) 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、活動拠点を配置します。

(イ) 警察、自衛隊の活動拠点

発災直後の情報収集から、応急対策、復旧対策まで、長期的災害対策に従事する警察、自衛隊の活動環境を整備するため、活動拠点を配置します。

(ウ) 応援部隊の輸送拠点及び資器材の集積拠点

消防局航空隊による航空管制等の運行支援実施場所及び輸送拠点、資器材の集積場所を配置します。

(エ) 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる重症者等の後方輸送拠点を配置します。

(オ) 他都縣市等からの応援の活動拠点

医療・水道・応急危険度判定士等の活動拠点を配置します。

2 情報の共有

区本部において、被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより、災害応急対策を円滑に実施し、また、地域住民に対し正しい災害情報を適切に提供するため、様々な通信手段を活用して、情報の共有化を図ります。

(1) 情報の収集

区本部は、区民及び市本部、防災関係機関等から災害情報の収集を行い、その情報を時系列、地域別、重要度により区分し記録します。

また、避難所に参集した職員（地域要員）は、避難所運営会議の構成員とともに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、年齢、性別、人数等を把握し、区本部へ報告します。

(2) 情報の伝達

消防署等の関係機関と区本部における情報の共有化を図るため、必要に応じて相互に情報連絡担当者を派遣します。

また、区本部は速やかに被害情報及び避難情報等の災害情報の把握を行い、市本部に報告します。

(3) 広報・広聴

ア 広報の方法

区本部は、地域防災拠点の情報拠点とし、区民に対して災害に関する正しい情報を提供するため、市で保有する広報手段を活用するとともに、協定締結放送機関又はその他の応援を得て、広報活動を実施します。

(ア) ラジオ・テレビによる広報

(イ) 防災行政無線による広報 (資料編 7)

(ウ) インターネット、電子メール等を活用した広報

(エ) 広報車等市所有車両による広報

(オ) 職員による広報

(カ) 印刷物による広報

(キ) 掲示板等による広報

(ク) 防災テレホンサービスによる広報

(ケ) ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Twitter 等) による広報

イ 広聴の方法

被災者の生活相談や支援業務等の公聴活動を行うために、必要に応じて避難所等に臨時相談室を開設し、相談要望等の早期解決に努めます。

(ア) 区本部は、被災者の不安の解消、生活の立て直し、自力復興等を促進するため、避難所等に臨時相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応します。

(イ) 区本部において聴取した要望のうち、対応可能なものは区本部で処理し、区で対応が不可能なものについては、市本部へ報告し、調整を図ります。

3 地域における救助・救護等（区民の初期行動）

(1) 消火活動

地震発生時等における火災については、消防団や自主防災組織等と連携し、初期消火活動を行います。

地震発生時等に自宅及び自宅周辺で火災が発生した場合には、まず119番に通報し、消防隊が到着するまでの間は、可能な限り初期消火に努めます。

ア 炎が天井に届くまでの数十秒間に、消火器のほかに、火を毛布で覆い水をかける、座布団で火をたたくなど、身近なものを活用し、初期消火を行います。

イ 天井に火が燃え移るなど、自力での消火は無理であると判断した場合には、その場から速やかに避難します。

ウ 避難途中で付近の火災現場に遭遇した場合は、可能な範囲で消火活動に協力します。

(2) 救助活動

地震発生等により倒壊した住宅等の中に救助を必要とする人がいる場合は、近隣住民や自主防災組織・消防団と協力し救助活動を行います。

ア がれき等に埋もれた人の居場所が分かった場合、付近の人を集め、救出に努めます。

イ 避難途中で付近の救助救出現場に遭遇した場合には、可能な範囲で救助活動に協力します。

(3) 応急手当

地震発生時等において負傷者に対して、区民相互の協力で応急手当等を行います。

ア 消防局で行っている心肺蘇生法や止血法などの応急手当の技術を身につけた「市民救命士」の養成講座等に積極的に参加するなど、平常時から応急手当に対して備えます。

イ 自主防災組織等が地域で行っている防災訓練に参加し、応急手当の技術を身につけます。

(4) 通報

災害の危険を察知した場合、地域の被災状況等について、各防災関係機関へ通報します。

自宅周辺の状況に注意し、危険性のある場所や救助を必要とする負傷者を確認した場合などは、消防署や区本部等に通報するとともに、自らの安全の確保に努めます。

4 避難対策

(1) 避難の種類

ア 自主避難

市本部長は、水害及びがけ崩れが発生するおそれがあると認められる場合、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「高齢者等避難」を発令し、住民の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して避難することを促します。

なお、区本部長、消防部長、消防署長についても「高齢者等避難」の発令ができます。

イ 避難指示

市本部長又は区本部長は、高齢所等避難時期より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるときは、「避難指示」を発令します。

(2) 避難所の開設

区本部長は、災害により家屋の倒壊、焼失などの被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者のために、避難所を開設します。

ア 区本部長は、避難指示を発令した場合、又は区民が自発的に避難を開始した場合は、区職員等を直ちに避難所へ派遣して、施設の安全性の確認等の避難者の収容に必要な措置を講じた後、避難所を開設し、直ちにその旨を市本部長へ報告します。

イ 災害発生直後で事態が急を要し、区本部長による避難所の開設を待つ暇がない場合は、施設管理者や避難所運営会議の判断により避難所を開設し、その旨を区本部長へ報告します。

ウ 市内のいずれかの場所で震度5強以上を観測した場合、又は震度5弱以下であっても、区内において相当の被害が見込まれる場合は、区本部、施設管理者、避難所運営会議は避難所開設の準備をし、避難者がいた場合は避難所を開設します。

エ 避難所における感染症の感染拡大防止のため、関係各課が連携し、平時から自宅療養者等のハザード等の把握や避難の方法等の調整、自宅療養者等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めます。

また、避難者は、避難所への避難の際には、マスクの着用等の基本的な感染対策を行うものとします。

(3) 避難の実施方法

ア 避難指示の伝達

市本部長及び区本部長は、避難対象住民に対し、避難指示を発令する場合、防災行政無線又は直接、広報によって伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力により、住民への周知徹底を図るよう努めます。

イ 自主防災組織及び関係機関の協力による避難誘導

区本部は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織及び関係機関の協力により避難誘導に努めます。

その際、指定された避難所への経路が危険で通行できない場合は、安全に通行できる最寄りの避難所等への避難誘導を行います。また、誘導にあたっては、傷病者、身体障害者、高齢者等の災害時要援護者に配慮して行います。

ウ 避難経路及び交通手段の確保

区本部は、区民等の避難誘導を行うため、避難経路及び交通手段の確保が必要と認められるときは、市本部を通じ、関係機関に対し協力を要請します。ただし、緊急を要する場合は、直接、協力を要請します。

(4) 避難所の運営（避難所運営会議）

避難所では、被災者の避難生活の安定を図るために、区民が互いに協力し合う必要があるため、避難所が開設された場合は、区本部と区民が連携して管理・運営する必要があります。そのため、平常時から自主防災組織を中心に学校施設管理者、PTA等で構成された避難所運営会議を中心に避難住民の協力を得て市職員と連携し、避難所の管理運営を行います。

ア 避難所の業務

(ア) 避難所の開設・管理

(イ) 負傷者や急病患者への救援活動

(ウ) 避難者の確認及び名簿整理

(エ) 生活情報の提供及び相談窓口の開設

(オ) 避難所自治組織の運営

(カ) 避難者及び区民への給食活動

(キ) 施設管理者との調整

(ク) 安否確認への対応

(ケ) その他、避難者の日常生活の安定を図るための支援活動

イ 避難所運営会議の編成

(ア) 総務班

- ・ 定例会議の開催（事務局を担当）

- ・ 区本部との連絡事項の整理
- ・ 避難所運営日誌の作成
- ・ 避難所内のレイアウトの設定・見直し
- ・ 避難所の総合受付業務（電話、来客、落とし物、宅配・郵便、安否確認等の対応）
- ・ ボランティアの受け入れ等

(イ) 情報広報班

- ・ 避難者の受付、名簿の管理
- ・ 避難所外避難者等の把握
- ・ 情報の収集、避難者等への提供
- ・ 取材対応
- ・ 特設公衆電話の設置

(ウ) 保健救護班

- ・ 要配慮者の情報把握
- ・ 傷病者、体調不良者の対応（応急手当）
- ・ 避難者の健康管理（風邪、食中毒、エコノミークラス症候群等の予防）
- ・ 要配慮者支援（情報提供、食料・物資の個別対応）
- ・ 二次避難所、医療機関への移送補助

(エ) 環境衛生班

- ・ 災害用トイレの設置
- ・ トイレ利用、ゴミ処理のルール策定・周知
- ・ 飲料水、生活用水の管理
- ・ 衛生管理（手洗い、清掃、換気、洗濯等）
- ・ ペット連れ避難者への対応
- ・ 避難所衛生状況の把握等

(オ) 食料班

- ・ 救援物資（食料、飲料水等）の受入、台帳管理、配給の実施
- ・ 救援物資（食料、飲料水等）の調達
- ・ 炊き出しの実施

(カ) 施設物資班

- ・ 施設の安全点検、修繕依頼
- ・ 避難所運営で使用するスペースの確保、表示
- ・ 備蓄物資の管理、運用
- ・ 救援物資（食料、飲料水等以外）の受入、台帳管理、配給の実施
- ・ 救援物資（食料、飲料水等以外）の調達
- ・ 防犯・防火対策

(5) 帰宅困難者への帰宅支援

大規模災害発生時等は、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則としますが、

家族が被災する等、やむを得ず移動する人の帰宅等に対し、次の支援を行います。

ア 区本部の支援

交通機関の運行の停止により、区内において滞留する帰宅困難者に対して、被災状況、交通状況、帰宅困難者一時滞在施設その他の情報提供等の支援を行います。

イ 協定を締結した各種団体の支援

| | |
|--|--------------------|
| ガソリンスタンド 自動車販売店 ファミリーレストラン 居酒屋・カラオケ | 情報、水道水、トイレ利用、一時休憩所 |
| コンビニエンスストア ファーストフード店 | 情報、水道水、トイレ利用 |



(コンビニエンスストア・ファミリーレストラン等)



(ガソリンスタンド)

5 地域医療救護体制

災害時における、区民への医療救護活動を円滑に実施するため、市本部又は区本部は医療救護所を設置するなど、応急医療救護活動を行います。

(1) 区本部の役割

区本部は、保健福祉センターに、医師、医療従事者及び事務職等による保健衛生・福祉班を設置します。

保健衛生・福祉班は、原則として区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の搬送調整等のコーディネートを中心とした活動を行います。

また、必要に応じ、直接、医療救護所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助等を行います。

(2) 医療救護所の設置

市本部健康福祉部又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置するとともに、EMIS の救護所状況入力を行います。

ア 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）

各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置

イ 地区臨時診療所型救護所

周辺の病院が機能しなくなった場合や周辺に病院がない場合の拠点として設置

ウ 避難所巡回型救護所

長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置（原則として、避難所を巡回する形式）

(3) 医療関係団体等との連携

ア 幸区医師会（医療救護所への医療救護班の出動等）

イ 幸区歯科医師会（避難所における歯科保健活動等）

ウ 看護協会（避難所における医療保健活動等）

エ 薬剤師会幸支部（医薬品の備蓄と提供等）

オ 幸区赤十字奉仕団（地域・避難所での救護活動・応急手当等）

カ 幸消防署（応急救護活動等）

(4) 市内病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院

が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付けます。

| レベル | 該当する病院 | 活動範囲 | 主な役割 |
|-----|---|--------|--|
| 1 | 救命救急センターを有する災害拠点病院 | 市全体 | 市全体の重症外傷患者等を受け入れる。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・レベル1以外の災害拠点病院 ・災害協力病院 ・上記のほか、設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院 | 原則として区 | 区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。 |
| 3 | レベル1・2を除く全ての救急告示病院 | 原則として区 | 所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う。 |
| 4 | レベル1～3を除く全ての病院 | 区又は地区 | 所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行う。 |

幸区内には4箇所の入院可能な病院があり、うち2箇所は救急告示医療機関です。

また地域全体で約110箇所の診療所があります。災害時にはこれらの医療機関と連携し、医療救護活動を行います。

| レベル | 該当する区内病院 | 所在地 | 電話 |
|-----|----------|---------------|----------|
| 2 | 川崎幸病院※ | 幸区大宮町 31-27 | 544-4611 |
| 3 | 田村外科病院※ | 幸区戸手 1-9-13 | 544-6111 |
| 4 | 鹿島田病院 | 幸区鹿島田 1-21-20 | 511-0551 |
| 4 | 栗田病院 | 幸区小倉 2-30-13 | 599-2441 |

※は救急告示病院

また、川崎市内には神奈川県が指定する6箇所の災害拠点病院があり、市内の全医療機関と連携を図り、医療救護体制を整えます。

| 災害拠点病院 | 所在地 | 電話 |
|---------------|----------------|----------|
| 川崎市立川崎病院 | 川崎区新川通 12-1 | 233-5521 |
| 関東労災病院 | 中原区木月住吉町 1-1 | 411-3131 |
| 日本医科大学武蔵小杉病院 | 中原区小杉町 1-396 | 733-5181 |
| 帝京大学医学部附属溝口病院 | 高津区溝口 3-8-3 | 844-3333 |
| 聖マリアンナ医科大学病院 | 宮前区菅生 2-16-1 | 977-8111 |
| 川崎市立多摩病院 | 多摩区宿河原 1-30-37 | 933-8111 |
| 川崎市立井田病院 | 中原区井田 2-27-1 | 766-2188 |

6 防疫・保健衛生

被災者の健康管理のため、区本部は、保健衛生対策を実施します。被災者の健康管理については、市本部健康福祉部が窓口となり、他自治体等に派遣要請を行います。

(1) 感染症対策

区本部は、感染症の発生を予防するため保健衛生・福祉班を編成し、避難所を重点とした被災住民の感染症対策を実施します。

ア 感染症発生状況等の調査及び感染症のまん延防止対策

被災住民の感染症発生状況等を調査し、感染症が発生した場合には、市本部健康福祉部と連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、疫学調査等を実施します。また、避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じて消毒等を指導します。

イ 避難所の総合的な防疫指導

避難所等における感染症のまん延を防止するため、噴霧器等の器材を点検整備し、施設管理者へ貸し出すなど、必要に応じて、汚物の処理や消毒、ねずみ族や昆虫等の駆除、手洗い、咳エチケット等の衛生指導を実施します。

(2) 環境・食品衛生対策

保健衛生・福祉班は、衛生課の各種監視員等の専門職を中心に、被災者の環境・食品衛生対策を行います。

ア 食品衛生対策

震災時の飲食物による事故を予防するため監視体制を確立し、避難所等の受水槽の衛生管理、給食配送の衛生管理、弁当等の保管及び調理行為等に対して衛生指導を実施します。また、飲食店等の営業再開時に必要に応じて衛生指導を行います。

イ 環境衛生対策

避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて衛生指導を行います。

ウ 動物救護対策

市動物救援本部等と連携して、逸走動物による危害を防止し、動物の適正飼養を指導します。動物の同行避難が認められた避難所については、居住環境を確保するため飼養管理等について助言します。

(3) 健康管理・健康相談

保健衛生・福祉班は保健師・栄養士等の専門職を中心に、被災者の心身の疾病や食事、運動、休養等の健康問題を把握し、感染症予防、エコノミークラス症候群予防、口腔衛生の維持等を図ります。

7 物資の供給

(1) 給水

区本部は、災害が発生し、区民に応急給水の必要が生じた場合、速やかに水道営業センター隊を介して市本部に応急給水拠点の開設や給水車の派遣を要請します。(給水量は原則として1人1日当たり3ℓ程度とします。)(資料編8)

(2) 食料・生活必需品

区本部は、災害の発生により、区民が住宅の全壊、焼失、流出等の被害を受け、食料品、衣料品及び日用品等の生活必需品に不足を来たした場合、それらに関する供給体制を速やかに確立します。

ア 飲料水

(ア) 給水量

1人1日当たり3ℓとします。

(イ) 応急給水計画

区本部長は、災害が発生し、応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに水道営業センターを介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請します。

(ウ) 応急給水方法

給水の方法としては、管路の空気弁あるいは消火栓を利用して、半径1km以内に1箇所の割合で応急給水拠点を開設し、拠点給水を行うものとします。

なお、万一拠点給水の実施が不可能な場合、又は給水拠点まで受水に来ることができない災害時要援護者や病院等については、可能な限り、給水車及び給水器材を用いて、市所有車両及び市が調達した車両等により輸送し、供給するものとします。

イ 食料

(ア) 応急供給の方法

a 被災当日及び翌日においては、市が備蓄している食料を供給するものとします。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、国等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとします。

b 供給場所

原則として避難所とします。

c 供給の実施方法

食料の供給は、区本部が主体となり、自主防災組織、日本赤十字社奉仕団等の協力により実施します。

(イ)食料の応急供給対象者

災害の発生により、家屋の倒壊、焼失、流出等のため、避難所で生活せざるを得ない者及び旅行者、滞在者で物資の確保が困難な者とします。

(ウ)要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、体力衰弱者に優先的に供給します。

(エ)公平な供給

区民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力します。

(オ)調達

a 避難所運営要員等は、避難所運営会議等の協力を得て、避難所の避難者数を把握し、必要な食料の品目及び量を区本部へ報告します。

b 区本部長は、応急食料の供給が必要であると認める場合に、被災者支援班に指示し、避難所運営要員から報告された必要量を算出して確保するとともに、災害対策用備蓄食料、米飯業者等への注文で不足を生じる場合は、直ちに市本部に食料の調達を要請します。

ウ 生活必需品

(ア)供給対象者

災害により住宅が全壊、焼失、流出又は床上浸水等の被害を受け、食料、衣料品、寝具及びその他の日用品を失い、直ちに日常生活ができない者としてします。

(イ)供給品目

衣料品、寝具、食器類、炊事用品及び日用品雑貨

(ウ)要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、体力衰弱者に優先的に供給します。

(エ)公平な供給

区民は、生活必需品が公平に供給されるよう相互に協力します。

(オ)調達

区本部長は、災害時において生活必需品の供給が必要と認めた場合に、被災者支援班へ指示し、必要量を確保するとともに、備蓄在庫等で不足を生じた場合は、直ちに市本部長へそれらの供給を依頼します。

(カ)供給の実施方法

a 供給場所

原則として避難所とします。

b 供給の実施主体

生活必需品の供給は、区本部が主体となり、自主防災組織、避難所運営会議の協力により実施します。

(3) 救援物資の受入・配分

区本部は、区役所に輸送拠点を設け、自主防災組織及び災害ボランティアの協力を得て、緊急救援物資等の受入、分配、区内避難所への輸送等を行います。

8 遺体の取扱い

(1) 遺体の収容

区本部は、災害発生後、必要に応じ、遺体安置所を開設し、遺体を収容します。収容に当たっては、遺体を搬送した者の氏名、住所、並びに遺体を発見した場所及び状況、遺体の氏名、住所等を聴き取り、確実に警察に引き継ぎます。

区内の遺体安置所設置場所は、次のとおりです。

| 名称 | 所在地 |
|-----------|--------------|
| 幸スポーツセンター | 幸区戸手本町1-11-3 |
| 石川記念武道館 | 幸区下平間357 |

(2) 衛生対策

区本部は、遺体の取り扱いに際しては、感染症対策に配慮しながら衛生的な保管に努めます。

(3) 資器材の調達

区本部は、警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋等の必要な資器材を調達・確保します。

(4) 遺体の検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門家、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。

(5) 遺体の処理

ア 遺体の処置等

必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を行い、「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を作成します。

イ 身元の確認

警察の検視資料、歯科医師会の協力等により身元確認作業を行います。身元が判明していない遺体については、警察等の関係機関及び町内会・自治会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努めます。

ウ 遺体の引渡し

警察による遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡します。

エ 身元不明遺体の取扱い

警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定に基づき対応します。

9 応急危険度判定

地震が発生した直後において、被災した建築物の、余震等による倒壊や部材の落下等から発生する二次災害を防止し、区民の安全を守ることを目的に、建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かを応急的に判定・表示します。

(1) 応急危険度判定活動

ア 市本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、市本部まちづくり部と区本部が連携し、活動拠点を設置します。

イ コーディネーター(市職員の行政判定士)の指示により、民間判定士による判定を行います。

ウ 必要に応じて、原則として県知事を通じて、国に対して判定士の派遣を要請します。

(2) 資器材等

被災宅地危険度判定活動用の資器材を、幸区備蓄倉庫(道路公園センター)に配置します。

ア 器材類：ナップザック、ヘルメット、下げ振り、スラントルール(簡易傾斜計)、ポール、テープ、チョーク等

イ 用紙類：調査票、判定ステッカー、活動マップ、筆記用具等

10 ごみ・し尿処理

区本部は、災害によって生じた災害廃棄物の処理に関する情報を市本部に伝達します。

(1) ごみ処理

「普通ごみ」と「粗大ごみ」に大別し、市本部環境部生活環境事業所隊により収集及び処理を実施しますが、現有の収集・処理能力での対応が困難となった場合は、一時的な臨時集積所等の設置・管理について区民の協力を要請します。

また、資源物については、普通ゴミの収集を優先的に行うため収集を中止し、収集・処理体制が安定した後に収集します。

(2) し尿処理

し尿の収集・処理は、市本部環境部生活環境事業所隊により実施します。

また、避難所に設置された災害用トイレを常に使用可能な状態に保つため、し尿の収集及び処理を実施します。

(3) 災害用トイレ

市本部環境部生活環境事業所隊は、避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレを避難所周辺の自主防災組織、避難所運営会議等の協力により設置します。

ア 仮設トイレの設置は、可能な限り速やかに実施する必要があるため、自主防災組織、避難所運営会議等に協力を要請します。

イ 夜間の照明及びし尿収集車の動線を勘案し、設置します。

ウ 仮設トイレの使用方法、し尿収集の予定日、故障や異常時の連絡先等を明示した文書を貼付します。

エ 市本部環境部生活環境事業所隊は、設置基数及び設置場所の配置図を作成し、詳細を常に把握します。

11 消防対策

消防署・消防団は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減します。

(1) 警防体制

大規模な災害が発生したとき、又は、発生が予想され、警防体制を強化する必要があると消防長が認めるときは、消防職員及び消防団員の動員等により消防力を増強し、速やかに災害に対する体制を確立します。

(2) 警防活動

消防署、消防団は、火災、その他の災害に対し、人命救助を最優先とした活動を実施しますが、風水害及び震災時は、特に次に主眼を置き活動します。

ア 震災時（震度5強以上）

地震時における同時多発火災等の災害から市民の生命身体財産を守るため、消火活動と救助救急活動に全消防力を投入して被害の軽減を図ります。

特に消火活動は、早期発見消火を優先させるため、警防計画で事前に定められた地域に、地震発生と同時に消防隊を出動させます。

イ 風水害時

風水害においては、事前の災害危険地域の実態把握と迅速確実な情報収集が、災害時における活動の上で重要であるため、災害発生が予想される時点から、警防計画で事前に定められた警戒活動等を実施するとともに、災害発生時には人命救助を最優先として活動します。

12 警備活動

警察は、大規模災害発生時には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策を実施することにより、被災地における治安の確保に万全を期するものとします。

13 ライフライン

各公共事業施設において、防災対策を定め、ライフライン施設として速やかな応急措置を行い、施設機能の維持に努め、各サービスの供給を確保します。

(1) 電気（東京電力パワーグリッド株式会社）

震災時においても、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となって、できるだけ停電を防ぐとともに、停電してもその範囲を局限化し、かつ短時間で回復できるように操作を行います。

(2) ガス（東京ガスネットワーク株式会社・神奈川県エルピーガス協会）

被害情報等の収集に努め、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行います。また、ガスの製造・供給を停止した場合は、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認の後、ガスの製造、供給を再開します。

(3) 上・下水道（川崎市上下水道局・建設緑政局）

被害調査の結果、各機能が維持されている場合は、二次災害の発生のおそれのない範囲において、供給を行います。

(4) 電話（東日本電信電話株式会社）

災害によりネットワークに異常が発生した場合、ネットワーク全体への異常の波及を防止するため、各種措置によって重要通信の確保等を行うとともに、重要回線の復旧、非常・緊急通話の確保を優先します。

ア 特設公衆電話の設置

指定された避難所に特設公衆電話を設置します。それ以外であっても、要請又は必要と認めた場所への設置に努めます。

イ 災害用伝言ダイヤル「171」等の開設

大規模災害の発生・災害等により電話が輻輳した時に東日本電信電話株式会社の判断により提供します。提供開始や録音件数等、提供条件は東日本電信電話株式会社で決定し、テレビ・ラジオ等で周知を図ります。

14 災害ボランティア

大規模な災害が発生した場合に、全国各地から集結する災害ボランティアの活動を支援する体制の整備を行います。

(1) 災害ボランティアへの支援体制

ア 一般ボランティア

(ア) 被災者のニーズなど、地域の情報提供を行うために、一般ボランティアを対象としたボランティアセンターを設置し、活動の支援を行います。

(イ) ボランティアセンターの運営は社会福祉法人川崎市社会福祉協議会・区社会福祉協議会及び財団法人かわさき市民活動センターが、市本部からの応援要請に基づき行います。

イ 専門ボランティア

一定の知識や経験、資格等を有するボランティアを、被災地のニーズに応じ、区本部において調整し、市職員と協力し、効果的な活動ができるよう支援を行います。

ウ 学生ボランティア

区内にある学校等に、被災地のニーズ等に関して情報提供をし、学生のボランティア活動の支援を行います。

(2) 連絡調整会議の開催

連携協力体制を密にするため、区本部とボランティアセンターの運営者による連絡調整会議を開催し、災害の状況等に応じた柔軟なボランティア活動を実施します。

15 公共施設等

(1) 学校

学校長は、学校防災計画に基づき、児童・生徒を避難させる等の活動を実施するとともに、被災状況を把握し、避難所として開設した場合は、避難者の受入に協力します。

(2) 市の管理施設

施設管理者は、利用者を避難所等の安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況を速やかに把握し、市本部又は区本部に報告します。

また、一時滞在施設に指定されている施設については、受入の可否、収容可能人数等を併せて報告します。

(3) 大規模集客施設

施設管理者は、利用者を避難所等の安全な場所に避難誘導します。また、駅周辺の大

規模集客施設については、市・区本部、交通事業者、企業、警察、消防等と連携して、利用者及び駅前滞留者の対応に協力します。

16 大雪・降灰の除去等

(1)大雪対策

道路の除雪・凍結防止については、自動車及び歩行者等の安全通行を確保するため、主要な駅前広場、ペDESTリンアンデッキ、歩道橋等について、利用頻度などを考慮して実施します。災害が拡大し、または拡大が予想される場合は、協定に基づき川崎建設業協会などに協力要請を行い、対応するものとします。

また、施設管理者は、利用者・来訪者の安全を確保するため、敷地内の通路等の除雪を行うとともに、凍結防止剤の散布を行うものとします。

(2)降灰対策

降灰の除去については、道路等は、所管業務の管理者が、その他の施設は、管理者又は所有者が実施します。宅地等の降灰の除去等については、原則として、所有、管理等を行う者が実施するものとします。

第4章 区民生活の安定

1 被災者への生活支援

区本部において生活相談窓口を開設し、区民への生活支援対策を実施します。また、生活援護資金の支給、各種融資、り災証明の発行及び家屋調査、市民税等の減免等の受付を実施します。

(1) 生活相談

- ア 区本部は、被災した区民の生活の立直しを援護し、自力復興を支援するため、区民の一応の安全が確保されてから、問合せ、相談、要望等に対応するため、臨時相談室を開設します。
- イ 区本部は、臨時相談室を継続して開設し、市関係局との連携を図りつつ生活の早期回復のための相談、要望等に対応するとともに、相談等で得られた情報を市本部へ報告します。

(2) 生活援護資金

- ア 区本部は、災害による死亡、疾病等、人的又は物的に被害を受けた区民に対し、生活援護のため、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害遺児等福祉手当金を支給します。
- イ 区本部は、区内に居住する者又は区内で事業を営む者が、災害により被害を受けた場合に生活等の立直しを援護し、市民等の自力復興を促進して市民生活の早期安定を図るため、災害援護資金、生活福祉資金、災害復興住宅資金、中小企業災害関連融資、農林漁業災害関連融資を実施します。

(3) り災証明

ア 家屋調査

市本部財政部は、災害対策基本法第2条第1号で定める暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害についての調査を、災害発生後可能な限り早期に開始します。

イ り災証明書の発行

被災者から、り災証明書の交付申請が提出された場合は、家屋調査の結果に基づき、又は確認できない場合は申請者の立証資料に基づき、り災証明書を発行します。

証明書の発行者は、火災に関する被災については消防署長、その他の災害（震災、風水害等）については区長となります。

また、り災証明書の発行にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、平

常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制の確保に努め、発災時に遅滞なく住家等の被害の程度を調査することができるようにします。

(4) 市税・保険料の減免措置等

被災して市税を納めることが困難な場合は、申請などにより市税の期限の延長、納税の猶予及び減免等の措置により負担の軽減を受けられることがあります。

2 被災者の住宅確保

区本部は、応急仮設住宅の需要の把握及び維持管理、入居必要被災者の把握及び生活支援等を行います。

また、応急仮設住宅以外に市営住宅等の空家の提供、他都市の住宅提供の要請及び一括借り上げによる民間住宅の提供、また住家の必要最小限度に部分の応急的な修理を行うなど、被災者の居住安定を図ります。

第5章 南海トラフ地震に関連する対策計画

1 大規模地震対策について

大規模地震対策特別措置法に基づき、「地震防災対策強化地域」において作成が義務付けられている地震防災強化計画に準じ、南海トラフ地震対策を定めます。

2 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応措置

副区長は、気象庁が発表する情報（南海トラフ地震臨時情報）が発令され、危機管理本部のからの支持を受けた場合、区災害警戒体制を確立し、警戒体制をとります。

また、消防署においては、次の震災警戒体制を確立します。

(1) 震災警戒第1号体制（震災1号体制）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（調査終了）発表時に発令し、通常時の警備体制で続報を逃がさない情報収集体制

(2) 震災警戒第2号体制（震災2号体制）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）発表時に発令し、全職員により全消防力をもって対応する体制

なお、上記情報を覚知した全職員は、発令を待つことなく自主参集します。

3 警戒宣言時の対応措置

(1) 区がとるべき措置

ア 南海トラフ地震臨時情報を受けて警戒宣言が発せられたときは、区本部を設置し、市民に正しい情報を提供するとともに、地震発生に備え必要な事前措置を図ります。

イ 警戒宣言時の事前避難は原則として行いませんが、区民が自発的に避難をしてきたときには、区本部長は避難所を開設し、市本部長に状況報告を行います。

(2) 防災関係機関がとるべき措置

関係機関（電気・ガス・通信・鉄道等）は、区民及び施設利用者に対して、ライフライン及び交通機関に関する情報、生活関連情報等について広報を行います。

(3) 区民がとるべき措置

地震発生に備えて、冷静に行動することは、混乱を防止し、発災後の被害を最小限に食い止めるため必要であることから、状況に応じた対処に努めます。

ア 家庭にいたとき

- (ア) 子供を幼稚園・学校等まで迎えに行きます。
- (イ) 火の元を点検し、消化器等の確認をします。
- (ウ) 家具の転倒防止等、家の中の再点検を行います。
- (エ) 不要なコンセント等は抜いておきます。
- (オ) 飲料水や生活用水を貯水します。
- (カ) 非常持出品の再点検し、すぐに持ち出せるようにしておきます。
- (キ) 避難所や避難経路を確認し、隣近所で互いに連絡を取っておきます。

イ 学校にいたとき

教職員の指示に従い、落ち着いて行動します。

ウ 駅、デパートなどにいたとき

職員や店員などの誘導に従い、落ち着いて行動します。

エ 職場にいたとき

警戒宣言が発せられた時や地震が発生した時の対策が多く職場で決められているので、その計画により行動します。

オ 交通機関に乗っていたとき

乗務員の指示に従い、落ち着いて行動します。

(4) 事業所等がとるべき措置

必要な地震防災応急対策の措置を講ずるとともに、極力、平常どおり都市機能を確保することを基本とした対応を行います。

4 混乱防止対策

区本部は、各情報あるいは警戒宣言が発せられた場合、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこる各種パニックや通勤・通学者が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するための対策を実施します。

5 事前対策の推進

区本部は、警戒宣言発令時にとるべき具体的措置について、職員に周知するとともに、区民等に対して南海トラフ地震に関する情報等の広報の徹底を図ります。

幸区地域防災計画

令和4年12月発行
幸区役所危機管理担当

〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1
電話:556-6610 FAX:555-3130
E-mail: 63kikika@city.kawasaki.jp